

子どもの笑顔が育つまち

# 子ども・子育て支援 事業計画



(平成27年度～平成31年度)

平成27年3月



## はじめに

子どもは次世代を担うかけがえのない存在であり、子どもを健やかに育てることは、私たちのつとめです。そのために、子どもや子育てを社会全体で支えていくことが重要な課題の一つとなっています。

わが国では人口の減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化しており、子育ての不安、孤立感が高まっています。

このような状況を踏まえ、国は平成24年8月に「子ども・子育て関連三法」を制定し、法に基づき「子ども・子育て支援新制度」が実施されることになりました。新制度では幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしています。

本町では平成17年3月に「次世代育成支援行動計画書」を策定し、「子どもとともに育つまち・粕屋」を基本理念のもと、子育て支援に関する施策を推進してきました。

このたび、これまでの計画を発展的に継承し、平成27年度から平成31年度までの5か年の計画とする「粕屋町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本計画では「子どもの笑顔を育むまち・粕屋」を基本理念として、子どもや子育て支援に関するさまざまな取り組みを推進していきます。

子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの人権を尊重し、一人ひとりが健やかに育ち、子どもを生み、育てることに喜びを感じることでできる社会を目指し、家庭、学校、地域、企業そして行政がそれぞれの役割を果たし、連携、協働しながら町民の皆さまとともにこの計画の推進に努めてまいります。

町民の皆さまには、この計画の趣旨をご理解いただき、より一層のご協力をお願い申し上げます。おわりに本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「粕屋町子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆さま、関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。



平成27年3月

**粕屋町長 因 清 範**



# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	4
4	計画の対象	4

## 第2章 粕屋町の子どもと子育ての状況

1	人口等の状況	5
2	子どもと子育て支援の状況	8
3	子どもと子育て環境の現状と課題 (子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果より)	10
4	粕屋町のこれまでの取り組み (次世代育成支援後期行動計画の成果と課題)	18

## 第3章 計画の基本的考え方

1	計画の基本理念	23
2	計画の基本的視点	24
3	計画の基本方針	25

## 第4章 施策の展開

1	計画の体系	27
2	計画の推進に向けた重点的施策	28
3	具体的施策の展開	30
	基本方針Ⅰ 心豊かな子どもが育つまち	30
	施策の方向性1 子ども最善の利益を守る	30
	施策の方向性2 子どもの健康・保健事業の充実	32
	施策の方向性3 豊かな心を育む教育の推進	34
	基本方針Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち	37
	施策の方向性1 安心して出産・子育てできる環境の整備	37
	施策の方向性2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化	39
	施策の方向性3 子育てについての学習と交流の充実	41
	施策の方向性4 子育てと仕事や他の活動との両立支援	43
	施策の方向性5 男性の子育ての促進	45
	基本方針Ⅲ 子どもを見守り、育むまち	46
	施策の方向性1 子どもと子育てに安心なまちづくり	46
	施策の方向性2 地域における交流・ネットワークづくりの促進	48
	施策の方向性3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進	50
	■各施策の成果指標	51

## 第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制

- 1 教育・保育の提供区域の設定 ..... 57
- 2 定期的な教育・保育事業の提供体制 ..... 57
- 3 地域子育て支援事業の提供体制 ..... 60

## 第6章 計画の推進に向けて

- 1 庁内推進体制の確立 ..... 65
- 2 地域の連携と協力による取り組みの推進 ..... 65
- 3 計画の点検・評価 ..... 65

### ■付属資料

- 1 粕屋町子ども・子育て会議条例 ..... 67
- 2 粕屋町子ども・子育て会議委員名簿 ..... 68
- 3 粕屋町子ども・子育て支援事業計画策定の経過 ..... 69
- 4 粕屋町こども・子育て会議ワークショップによる提案 ..... 71
- 5 用語の解説 ..... 79

\*用語の解説をしている語句は、本文中に初めてその用語が記載されたときに（※）印をつけています。

# 第 1 章

## 計画の策定にあたって







# 第1章 計画の策定にあたって

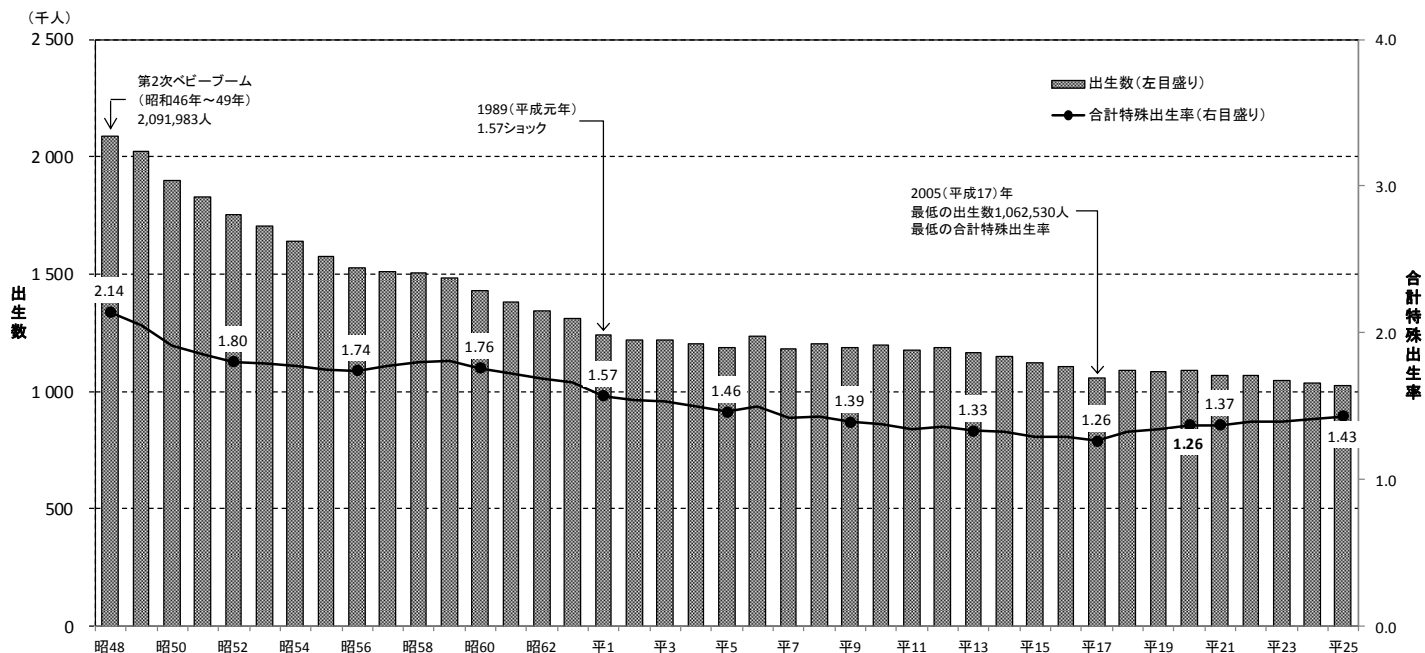
## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 少子化の状況

平成元年に合計特殊出生率<sup>(※)</sup>が1.57を示して以来、わが国の急激な少子化の進行は重要な問題となりました。平成17年には合計特殊出生率が1.26と過去最低を記録し、また総人口が初めて前年を下回るなど、急激な少子化の進行が続いてきました。現在、合計特殊出生率はわずかに回復し、平成25年は1.43を示していますが、人口の維持には合計特殊出生率2.08が必要とされており、少子化の傾向が依然として続いています。

少子化の進行は、将来のわが国の社会経済全体に重大な影響を与えることが懸念されています。同時に、核家族化や地域社会の変容、高齢化の進行など、子どもを取り巻く環境も大きく変化しており、男女が安心して子どもを生み、育てることができ、健やかに子どもが育つことのできる環境の整備が最重要課題となっています。

### ■ 全国の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 注) 1. 出生数はその年に生まれた子どもの総数。  
2. 合計特殊出生率とは15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数である。

---

## (2) 国の取り組み

国はこれまで、平成6年の「エンゼルプラン」、平成11年の「新エンゼルプラン」、平成14年の「少子化対策プラスワン」など、少子化対策のための施策を進めてきましたが、少子化の傾向が依然として続いてきました。

平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策が推進されてきました。平成15年7月には「少子化社会対策基本法」が制定され、平成16年には「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、4つの重点課題に沿った具体的な計画である「子ども・子育て応援プラン（少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について）」が策定されました。

平成19年には「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていくことが必要不可欠であるとされました。また同年、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられ、社会が目指すべき姿や、企業や国民、国や地方公共団体の取り組みと数値目標が示されました。平成20年には地域や職場での次世代育成支援対策を推進するために「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。

平成22年には「少子化社会対策大綱」を見直し、今後の子育て支援の方向性を示す総合的なビジョンとして、社会全体で子育てを支え、個々人の希望がかなう社会の実現を基本的考え方とする「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

しかし、その後も少子化の流れは止まらず、一方で都市部を中心に多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が十分でないこと、核家族化の進行等により子育ての孤立化が懸念されること等、様々な課題が存在しています。これらの課題に対応し、市町村が実施主体となって子どもの年齢や親の就業状況、地域のニーズなどに応じた多様な支援を総合的に提供することを目指し、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、「子ども・子育て関連3法」という）が成立し、平成27年4月から本格施行されることとなりました。

子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②計画的な保育の量的拡大と確保、③地域の子ども・子育て支援の充実」を図ることは地方自治体の責務とされ、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

粕屋町においても、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭を支援し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会づくりを目指して本計画を策定するものです。

## (3) 粕屋町のこれまでの取り組み

粕屋町では「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「粕屋町次世代育成支援行動計画」を平成16年度に策定し「子どもとともに育つまち粕屋」を基本理念として、子どもを生み育てることに喜びを感じることでできるまちを目指して、子どもと子育て支援のさまざまな施策の推進に住民の皆さんと一緒に取り組んできました。

平成 17 年には「つどいの広場<sup>(※)</sup>」を開設し、粕屋わかば保育所での子育て支援や、公立保育所での園庭開放等とともに、家庭保育者に対しての支援を充実させました。また、平成 19 年から、「子育て応援団」との協働によるファミリー・サポート・センター事業を開始し、新聞等の発行や、研修等も充実し、核家族や他自治体からの転入者にとって大きな支えになっています。また、平成 19 年 7 月には、子育て支援課を設置し、平成 20 年 4 月には、幼稚園業務（教育委員会部局）を子育て支援課（町長部局）に移管し、乳幼児から就学前児童までを 1 つの部局で担当することで幼保連携を進めました。さらに、平成 20 年には要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の早期発見やその家族への支援など、関係機関と情報を共有し、迅速で適切な支援に繋がっています。

平成 20 年に 11 月の第 2 土曜日を「かすや子どもの日<sup>(※)</sup>」として制定し、「日々成長する児童の健全育成のため、子どもが持っている生きる力を、地域で育みましょう。子どもを慈しみ、育む輪をみんなで広げましょう。」を目的に取り組みを進めてきました。

学童保育事業としては、保護者が就労している家庭の小学校 1 年生から 3 年生までを対象とし、平日は放課後から 19 時まで、夏休みなどの長期休暇期間には 8 時から 19 時まで開所して対応しています。また、児童の増加から平成 20 年度に仲原小学童保育所、平成 21 年度に粕屋西小学童保育所、平成 22 年度に大川小学童保育所（大川保育園内）、平成 25 年度に粕屋中央小学童保育所を建設し、専用の施設にて保育を実施しています。

母子保健事業としては、妊娠中からの健康づくりとして、母子手帳交付時等に個別相談を行い、健康状態や家庭環境等の把握に努めています。出産後は、健やかな成長を支援するために、保健師等が生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭に対して「全戸訪問」を行い、発育発達の確認や保健相談を実施してきました。乳児の成長発達の確認、保護者への支援の場として、4 か月、10 か月、1 歳 6 か月、2 歳 4 か月、3 歳児を対象とした乳幼児健診を実施し、栄養士との連携による栄養指導も行っています。

ことばや情緒面等の発達についての相談・療育体制については、1 歳 6 か月児・3 歳児健診の場に臨床心理士を配置し、専門的な相談体制を整備しています。また、健診日だけでなく、月に 14 日間の発達相談日を設け、必要な児に対してできるだけ早く療育につなげられるよう努めています。町の療育は、発達ルーム「つくしんぼ」（1 歳 6 か月～3 歳）、発達ルーム「さくらんぼ」（3 歳～4 歳）で集団療育、発達ルーム「こんぺいとう」（年中・年長児）では個別療育を実施しています。また、必要に応じて「障がい児通所支援事業」へ繋ぐ等、継続した支援を行っています。

平成 27 年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」では、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加、待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と地域の子ども・子育て支援の取り組みを社会全体で推進することが求められています。粕屋町では、平成 25 年度に、子ども・子育て支援の関係者や子どもの保護者等からなる「粕屋町子ども・子育て会議」を設置して、本計画の策定に取り組んできました。

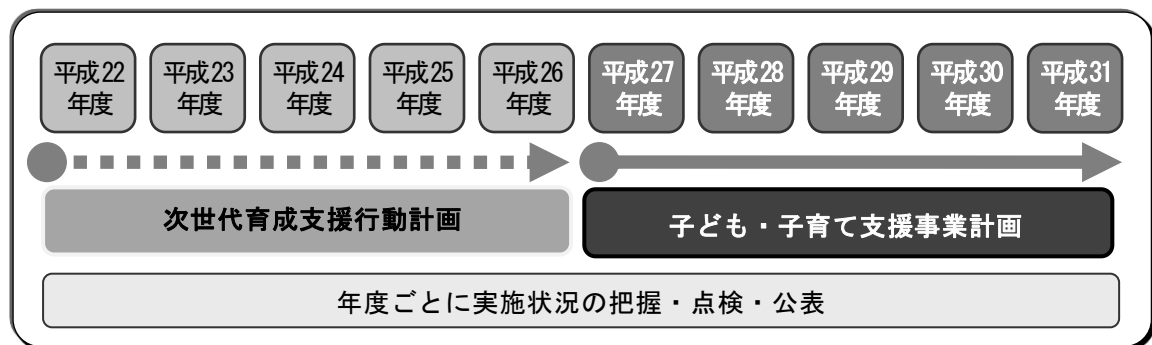
「粕屋町子ども・子育て支援事業計画」は、平成 27 年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」の実施計画として、質の高い教育・保育事業の提供とともに地域の子どもと子育て家庭の状況に応じた各種の子育て支援事業に取り組みます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条及び第61条第1項に基づき策定するものです。また、「子どもとともに育つまち粕屋」を基本理念とする「粕屋町次世代育成支援行動計画」及び「母子保健計画」を発展的に継承するものです。そして、粕屋町の最上位計画である「粕屋町総合計画」の部門計画として位置づけられ、「障害者計画・障害者福祉計画」「健康かすや21」「粕屋町男女共同参画計画」等の各部門計画と連携し、整合性を図りながら、施策の展開を図るものとします。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育ての新制度がはじまる平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



## 4 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳未満とします。

## 第 2 章

# 粕屋町の子どもと 子育ての状況





## 第2章 粕屋町の子どもと子育ての状況

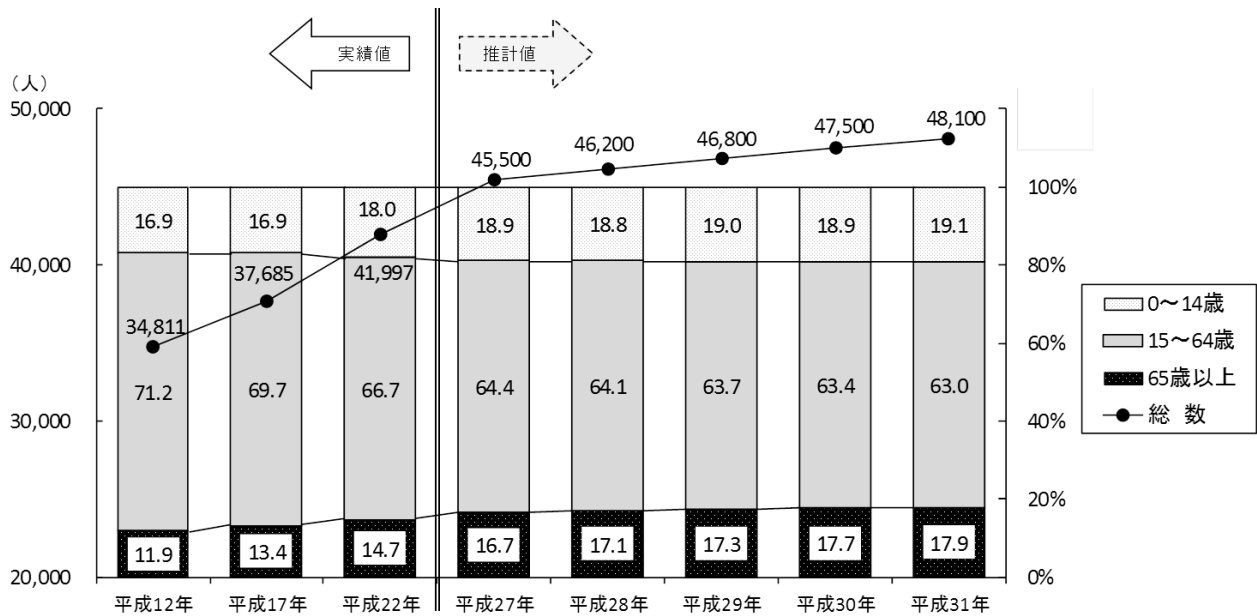
### 1 人口等の状況

#### (1) 人口の推移

国勢調査による粕屋町の総人口は、平成12年は34,811人でしたが平成17年は37,685人、平成22年は41,997人と大きく増加しています。年齢別の人口構成をみると、0～14歳の年少人口や65歳以上の老年人口が増加しています。

粕屋町総合計画による将来人口では、平成27年に45,500人、平成31年には48,100人と今後も増加が見込まれます。年少人口の割合はほぼ横ばいですが、老年人口はやや増加傾向がみられ、15～64歳の人口は減少傾向となっています。

■粕屋町の総人口と年齢3区分人口の推移

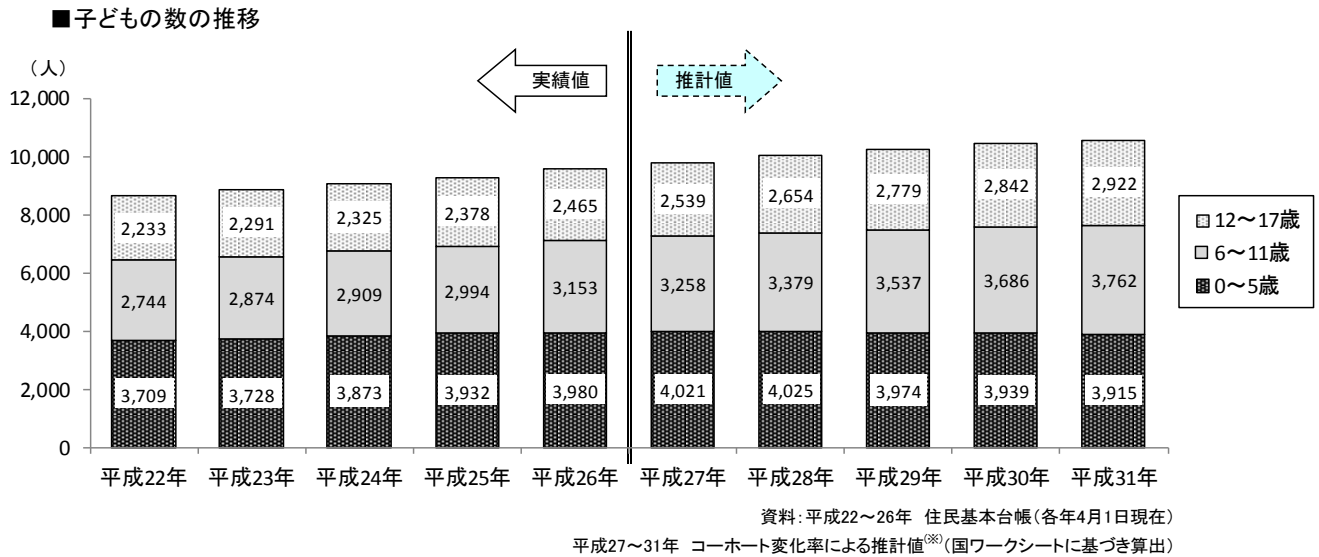


(単位:人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～14歳	5,871	6,360	7,572	8,600	8,700	8,900	9,000	9,200
15～64歳	24,777	26,283	28,007	29,300	29,600	29,800	30,100	30,300
65歳以上	4,146	5,032	6,190	7,600	7,900	8,100	8,400	8,600
総人口	34,811	37,685	41,997	45,500	46,200	46,800	47,500	48,100

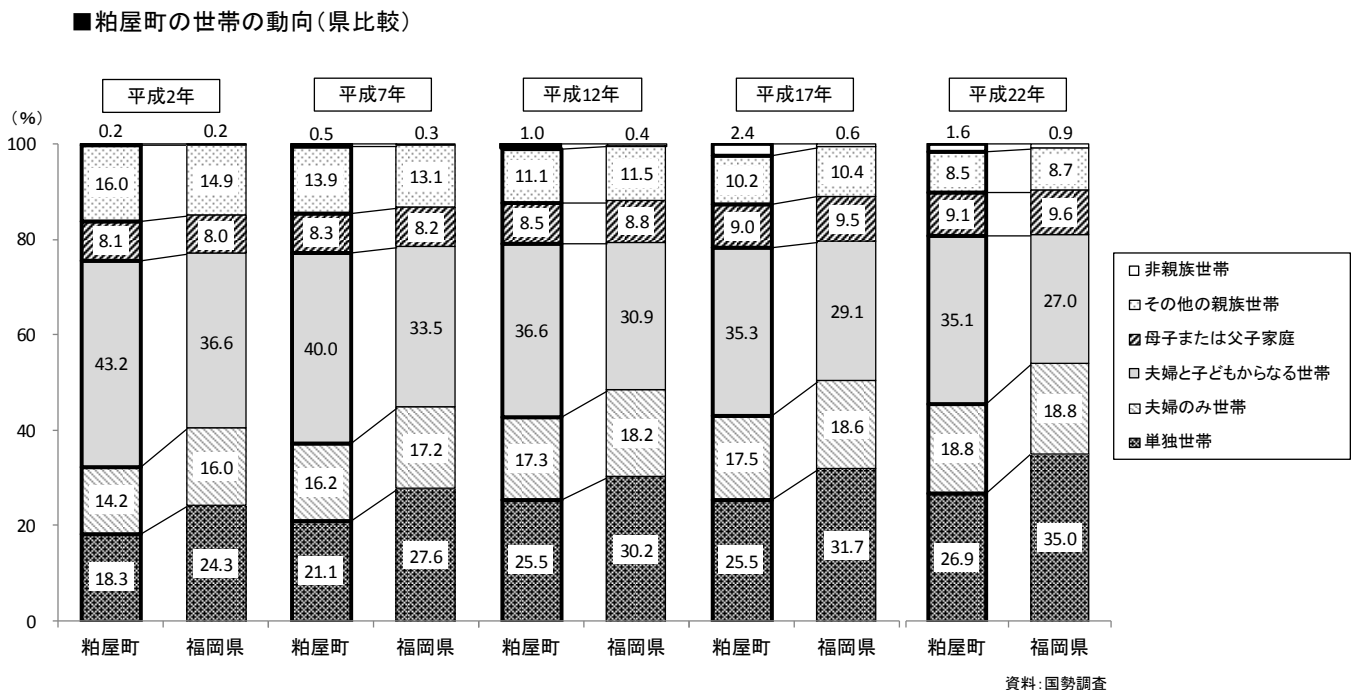
資料:国勢調査(平成12～22年 総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない)  
平成27～31年は、粕屋町総合計画の将来人口より

17歳以下の子どもの数の推移をみると、0～5歳では平成22年は3,709人、平成26年は3,980人と増加しています。6～11歳では平成22年は2,744人、平成26年は3,153人、12～17歳では平成22年は2,233人、平成26年は2,465人といずれも増加しています。今後の推計をみると6～11歳、12～17歳の増加傾向は続くと予測されますが、0～5歳は平成28年の4,025人をピークに平成31年には3,915人へと減少することが予測されます。



## (2) 家族形態の変化

粕屋町の世界構成比の推移をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合が平成2年は43.2%でしたが、平成22年は35.1%まで減少し、「その他の親族世帯」も平成2年は16.0%でしたが平成22年には8.5%へ減少しています。一方、「夫婦のみ世帯」では平成2年は14.2%でしたが、平成22年は18.8%、「単独世帯」では平成2年は18.3%でしたが、平成22年は26.9%といずれも増加しており核家族化が進んでいることがうかがえます。ただし、福岡県と比較すると「単独世帯」の割合は低く、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合が高いという特徴がみられます。

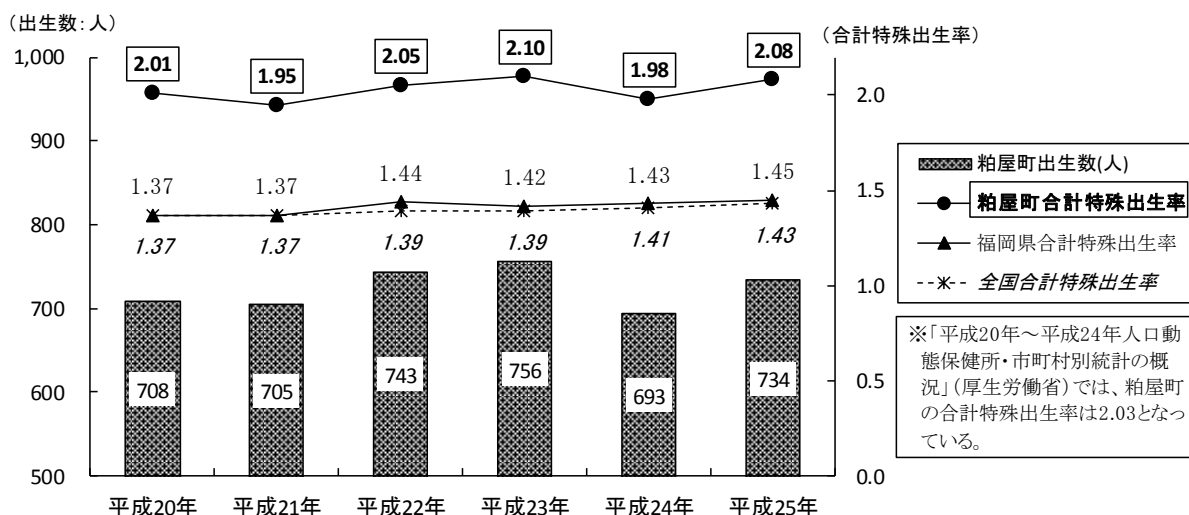




### (3) 出生数と合計特殊出生率

粕屋町の出生数は平成20年の708人から増加傾向を示しており、平成23年には756人となっています。平成24年は693人に減少しましたが、平成25年は734人と増加しました。合計特殊出生率も平成20年の2.01から平成25年は2.08まで上がりました。本町の合計特殊出生率は福岡県や全国に比べて高い数値で推移しており、我が国の将来の人口の維持に必要な目安とされている2.08の水準に達しています。

■粕屋町の出生数と合計特殊出生率(国、県比較)

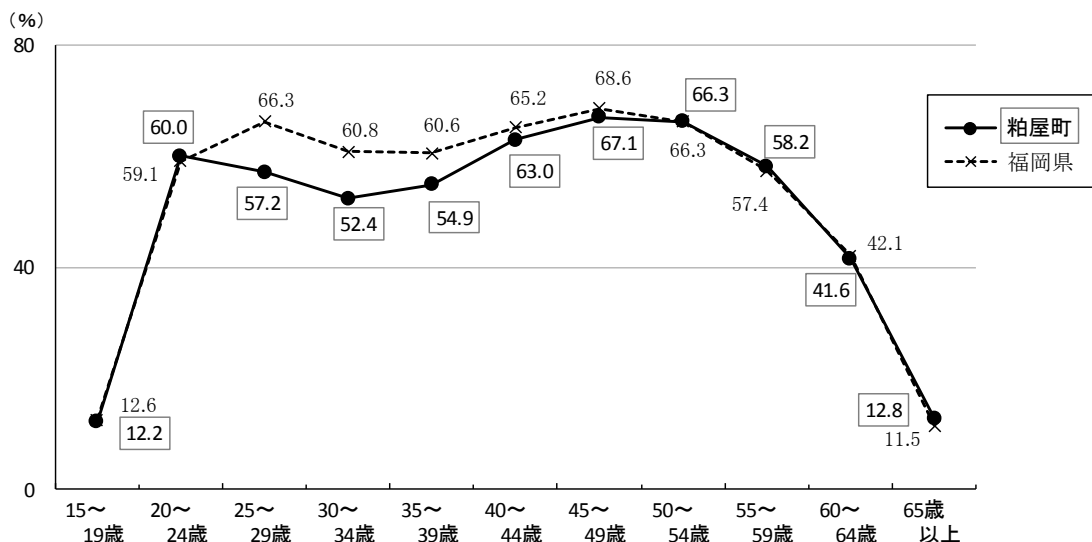


資料:平成20～平成25年の全国と福岡県の合計特殊出生率は、厚生労働省「人口動態統計」粕屋町の出生数と合計特殊出生率は、福岡県保健統計年報等より

### (4) 女性の就業率

女性の年齢別就業状況をみると20～24歳では60.0%が就業していますが、30～34歳になると52.4%に減少し、30歳後半になると54.9%と上昇、45～49歳になると67.1%となっています。粕屋町の女性の年齢別就業状況は結婚や出産でいったん退職し、子育てが一段落したら就業するというM字型の就業傾向が福岡県よりも顕著になっています。

■女性の年齢別就業状況



資料:H22年国勢調査

## 2 子どもと子育て支援の状況

### (1) 保育所等の状況

■認可保育所の入所児童数と待機児童数の推移(各年4月) (人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
定員数	725	725	795	815	935
入所児童数	768	804	857	874	973
待機児童数	47	117	45	66	58

■学童保育利用児童数の推移(各年4月) (人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
定員数	380	420	480	480	520
利用児童数	378	369	413	414	446

■病児・病後児保育事業利用児童数の推移(年間) (人、人/年)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
定員数 (1日あたり)	3	3	3	3	3
利用児童数 (延べ)	36	201	181	176	200

■地域子育て支援拠点施設の利用児童数の推移(年間) (人/年)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
利用児童数 (延べ)	7,343	7,597	9,261	11,660	13,200

■幼稚園の入所児童数の推移(各年5月) (人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
入所児童数 (町立)4・5 歳児	479	452	467	514	523
入所児童数 (私立)3～5 歳児	233	271	287	306	293

## ■認可保育所一時預かりの利用児童数の推移(年間) (人/年)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
利用児童数 (延べ)	568	1,122	1,638	1,573	1,523

## ■乳児家庭全戸訪問の推移(年間) (世帯/年)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
訪問世帯数	544	693	707	672	713

## ■ファミリー・サポート・センターの利用件数の推移(年間) (件/年)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
利用件数	154	197	152	146	230

■町内届出保育施設<sup>(※)</sup>利用児童数の推移(各年 10 月) (人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
利用児童数	125	139	129	130	152

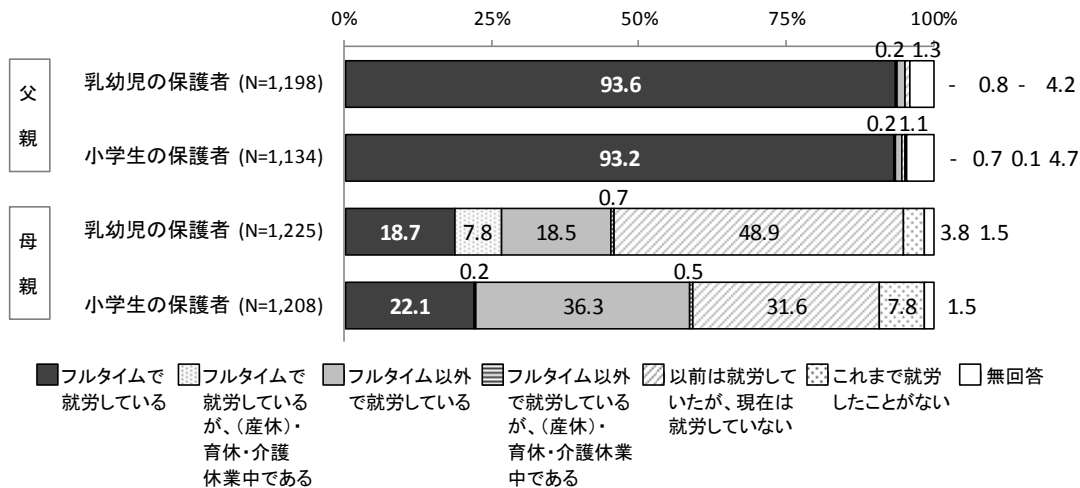
### 3 子どもと子育て環境の現状と課題

(子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果より)

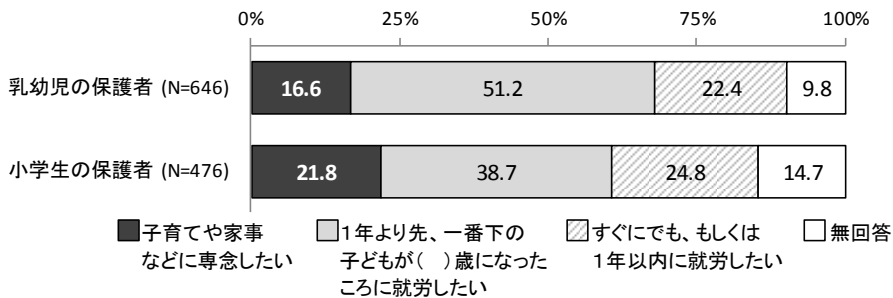
#### (1) 母親に求められる育児と仕事の両立

子どもの保護者の就業状況をみると、就業している母親が乳幼児の保護者では4割台半ば、小学生の保護者では約6割となっています。小学生の保護者では前回調査から大きな変化はみられませんが、乳幼児の保護者では就業する母親が増加しています。育児休業中を含めてフルタイム就業の母親が増加しており、特に子どもの年齢が低いほどその割合が多くなっており、出産しても育児休業を取得して就業を継続する母親が増加しています。また、現在は就業していないが将来的に就業したいと考えている母親も6割台から7割台で、仕事と子育てとの両立支援へのニーズは今後も高まる傾向です。

##### ■保護者の就業状況

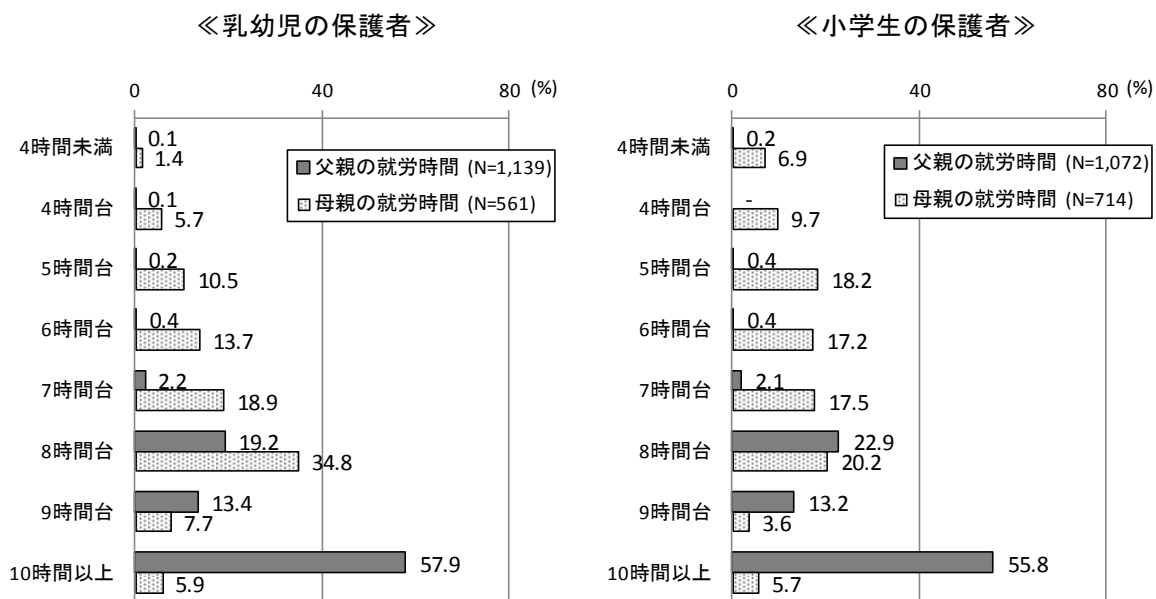


##### ■現在働いていない母親の就業希望



母親が就業している場合でも父親の方が労働時間は長く、子育てへのかかわりは母親が中心となる傾向がみられます。また、父親の就労時間が長い人ほど、母親は、父親の子育てが不足していると感じています。父親の子育てへのかかわりが母親の子育ての不安感や負担感を軽減することにつながることから、仕事と家庭生活や個人の生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の啓発が課題となっています。

■就労時間

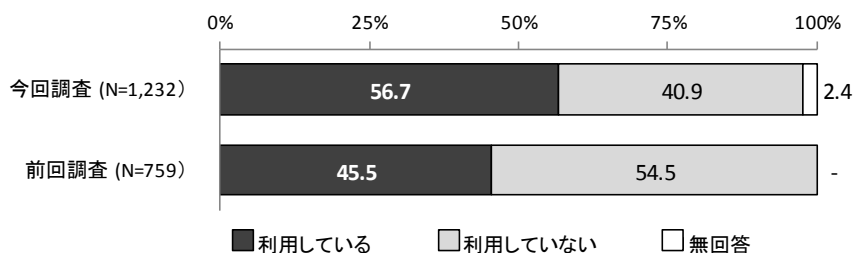


(2) ニーズの増加が見込まれる保育サービス

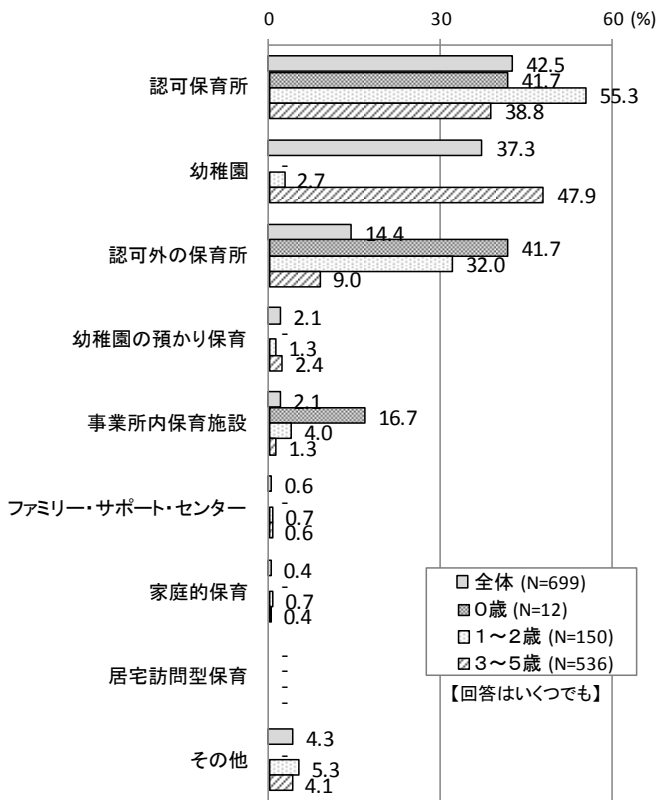
乳幼児の保護者で平日の定期的な教育・保育事業を利用している人は6割弱で、前回調査より増加しています。利用している教育・保育事業は「認可保育所」と「幼稚園」が多く、「届出保育施設（認可外の保育所）」が続いています。「届出保育施設（認可外の保育所）」の利用は子どもが「0歳」と「1～2歳」での利用率が高くなっています。育児休業を取得して就業を継続する母親は今後増加することが見込まれることから、低年齢の子どもを対象とした保育サービスの拡充が必要となっています。

「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」「ファミリー・サポート・センター」などの不定期の教育・保育事業の今後の利用意向は「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」で1割前後となっています。

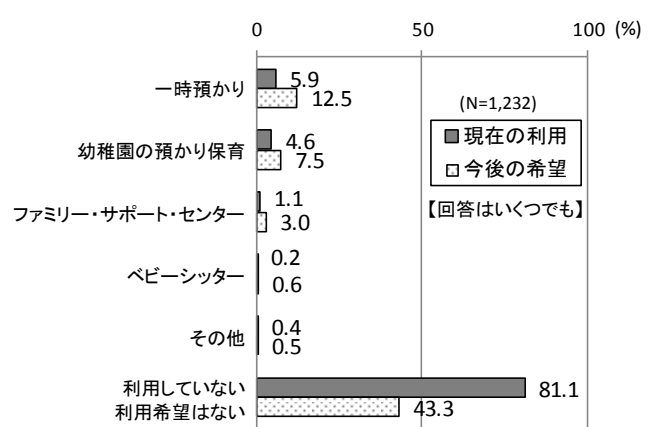
■平日の定期的な教育・保育事業の利用(乳幼児の保護者)



■利用している定期的教育・保育事業  
(乳幼児の保護者)

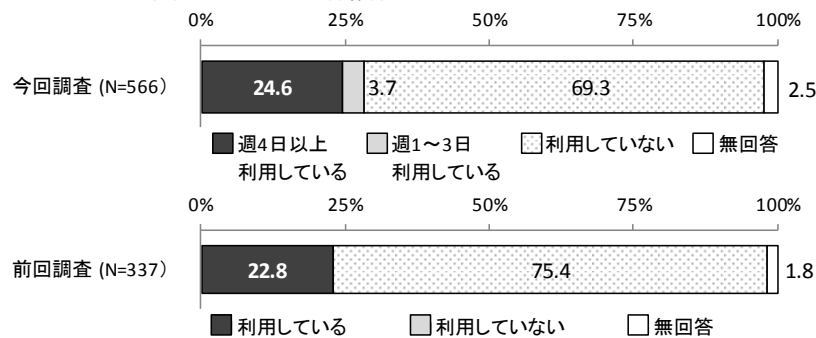


■利用している不定期の教育・保育事業  
(乳幼児の保護者)

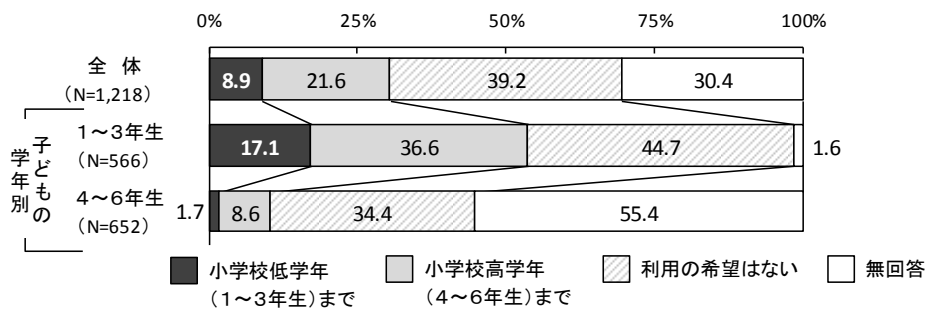


小学生では学童保育の対象年齢である小学校1～3年生で学童保育を利用している人は3割弱となっており、前回調査より増加しています。今後の利用意向は、小学生全体では3割程度で、小学校1～3年生では利用したいという回答が5割を超えています。小学校4～6年生では10.3%と少なくなる傾向です。

■学童保育所の利用状況(小学校1～3年生の保護者)



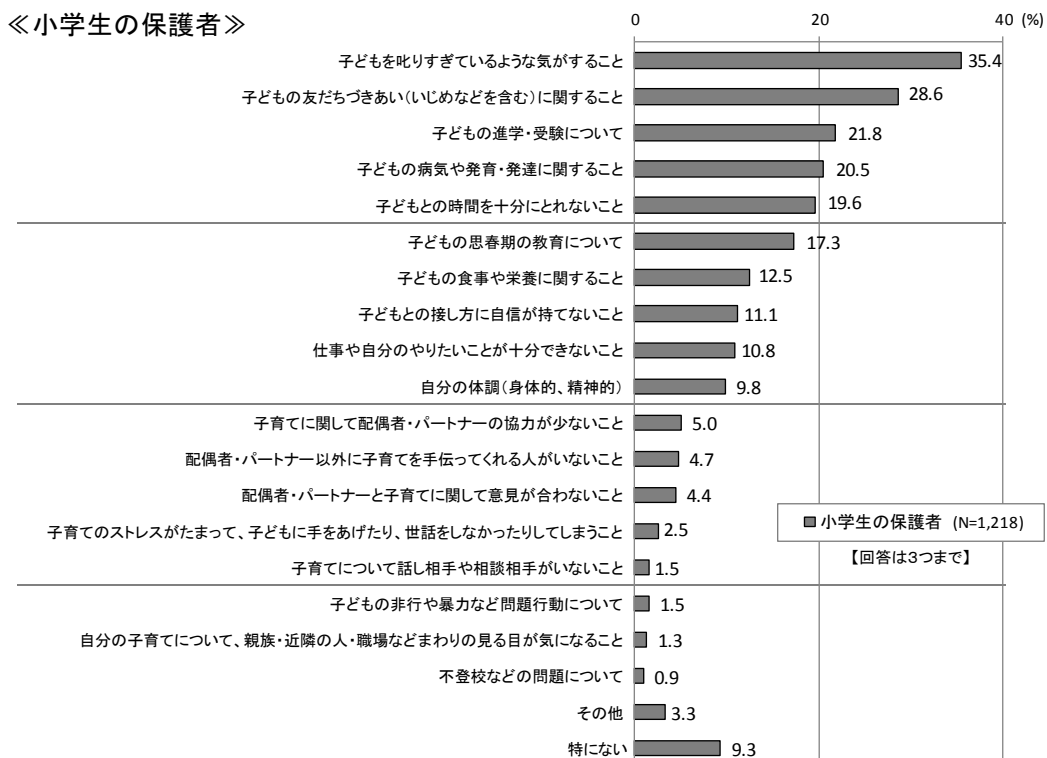
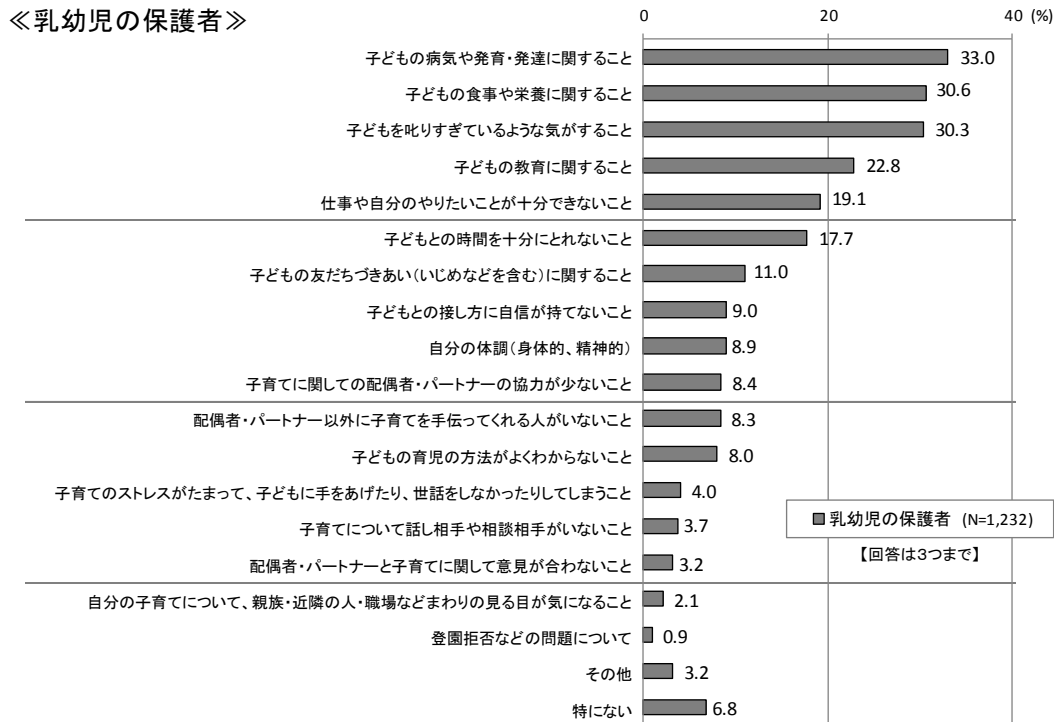
■学童保育所の利用希望(小学生の保護者)



### (3) 悩みの内容と相談相手

子育てに関して悩んでいることは、乳幼児の保護者では「子どもの病気や発育・発達に関すること」「子どもの食事や栄養に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」となどが、小学生の保護者では「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもの友だちづきあい（いじめなどを含む）に関する」「子どもの進学・受験について」などがそれぞれ高く、子どもが成長するとともに親の悩みも変化しています。

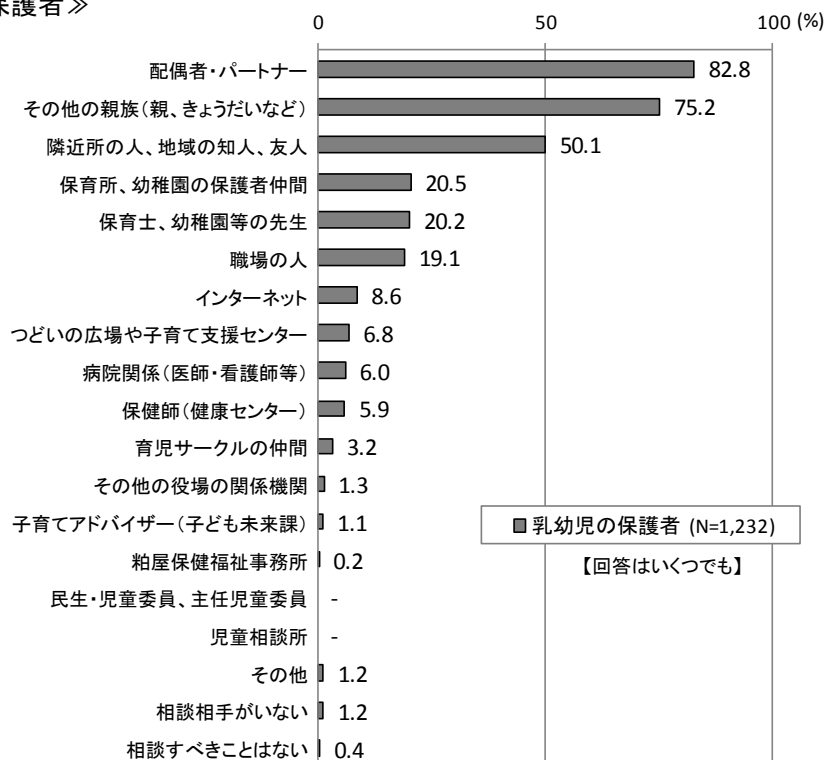
#### ■子育てに関する悩みや気になること



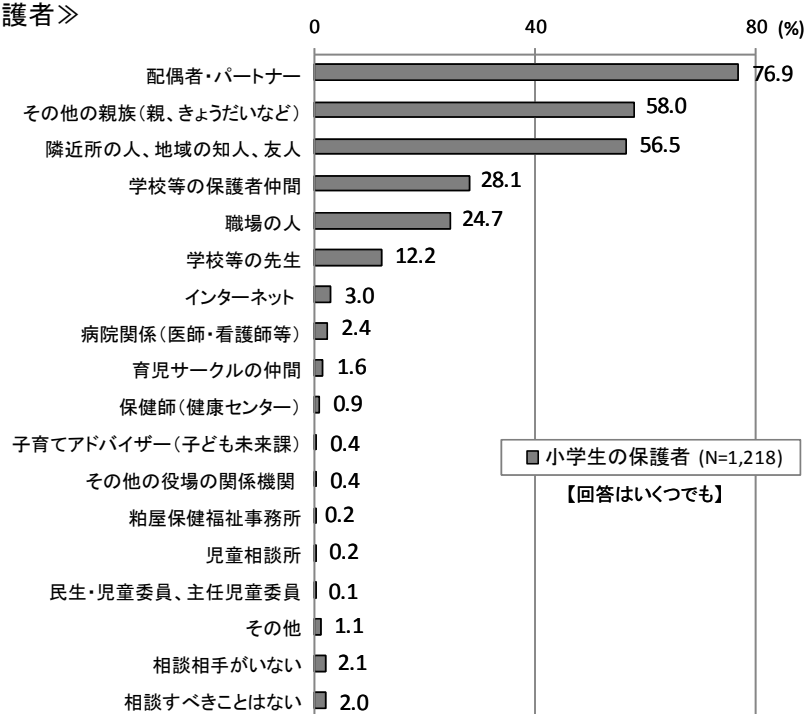
悩みの相談相手としては、配偶者や親などの親族、近所の知人・友人、保育所・幼稚園や学校の先生および保護者仲間、母親が就業している場合には職場の人など、身近な人が主な相談相手となっており、公的な相談窓口の利用は少なくなっています。しかし、子育てに不安や負担を感じている人は、「子育ての悩みの相談窓口」の情報を求めており、相談窓口の充実とともに、その周知を図ることが必要です。

## ■悩みの相談相手

### 《乳幼児の保護者》



### 《小学生の保護者》

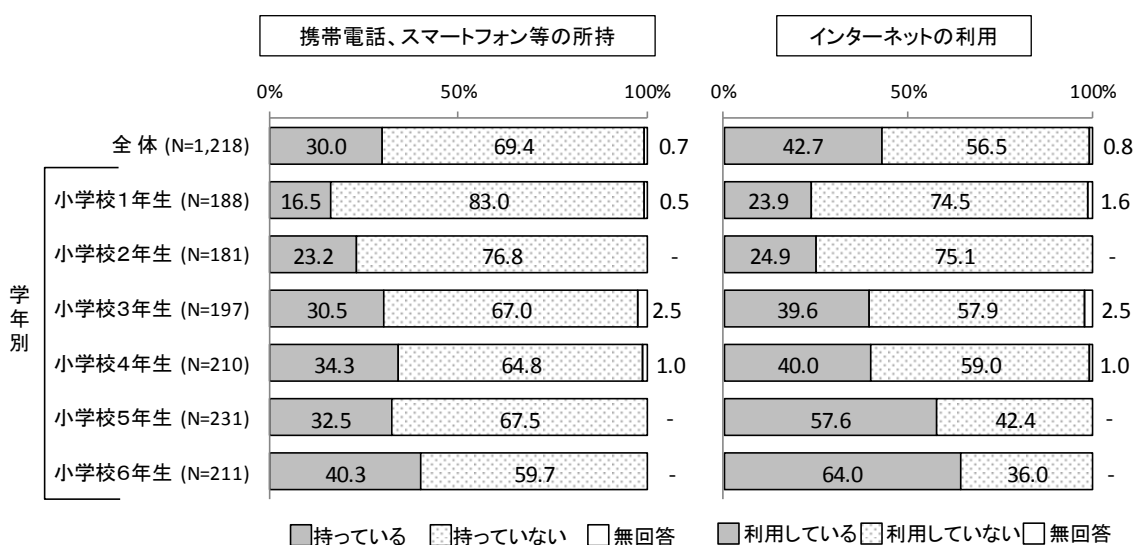




### (4) 子どもの携帯電話の所持とインターネット利用

小学生の携帯電話やスマートフォン等の所持率は全体では3割ですが、子どもの学年が上がるにつれて所持率が高くなっており、小学校6年生では約4割に上ります。特に、母親が就業している場合やひとり親家庭での所持率が高く、家族間での連絡のために携帯電話等をもたせているケースが多いものと考えられます。家庭でのインターネットの利用も、学年が上がるにつれて利用率が高くなる傾向があり、小学校5年生以上では6割前後がインターネットを利用しています。

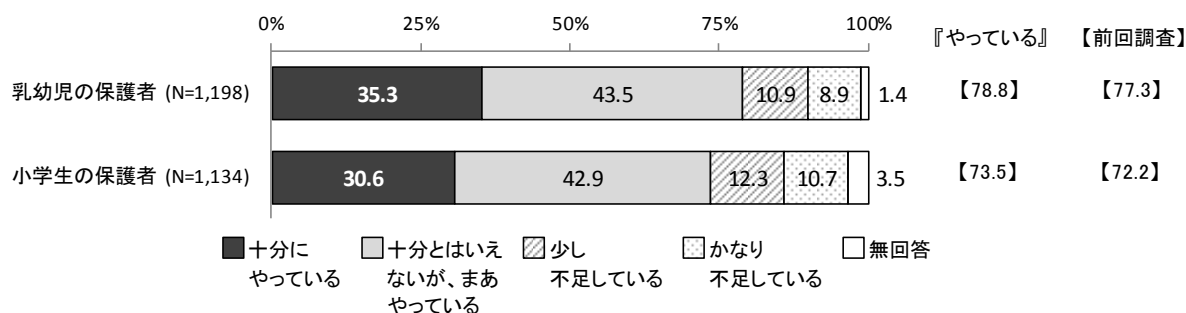
■通信端末の所持とインターネットの利用（小学生の保護者）



### (5) 父親の育児へのかかわり

父親の育児参加は、『やっている』とする母親の評価が乳幼児の保護者では78.8%、小学生の保護者では73.5%となっています。

■父親の子育てへのかかわり



#### 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

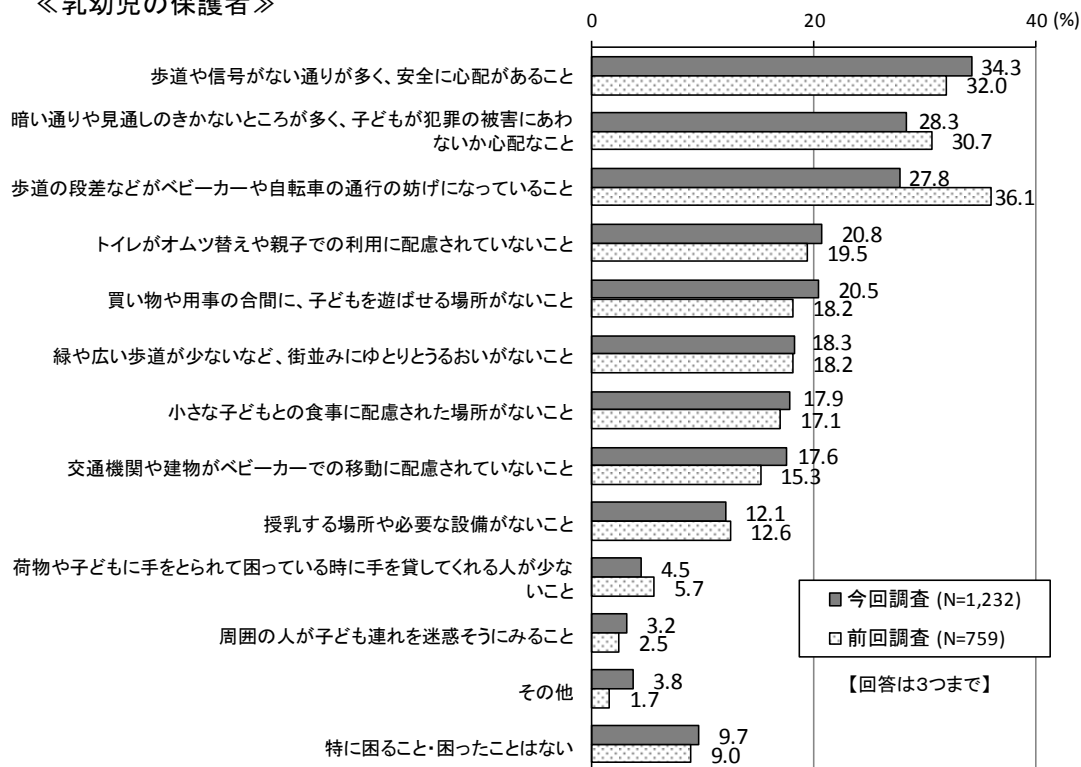
平成25年11月25日から12月10日に粕屋町に居住する乳幼児のいる2,000世帯および小学校児童のいる2,000世帯を対象に郵送法アンケート調査を実施しました。乳幼児では1,232件（回収率61.6%）、小学校児童は1,218件（60.9%）の回答がありました。

## (6) 子育て環境への要望

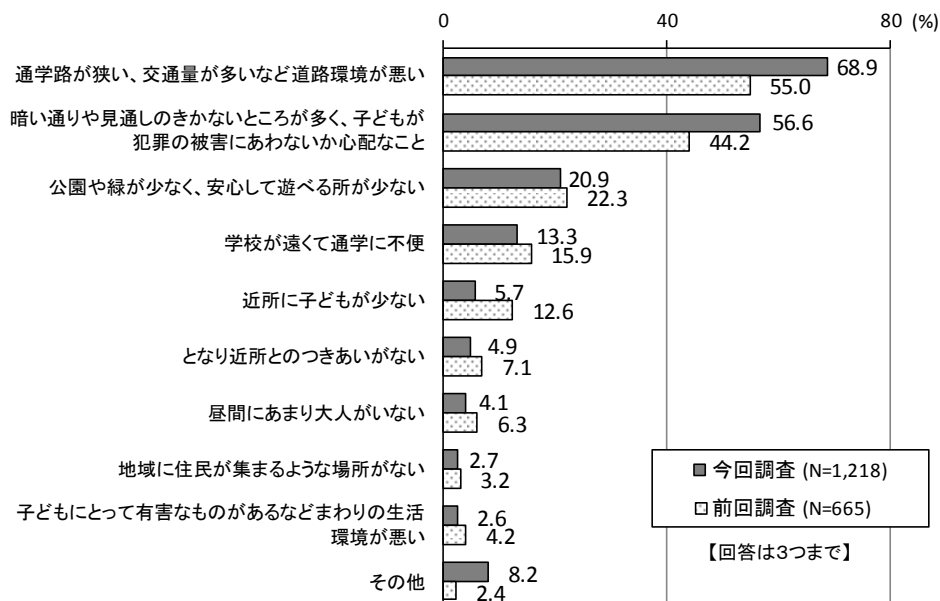
粕屋町の子育て環境に関して困ることは、乳幼児、小学生の保護者のいずれも歩道や道路の安全への不満と、犯罪被害への不安が高くなっています。特に、子どもだけで行動することも多くなる小学生ではこの2項目が高い傾向です。道路環境や街灯の整備等と併せて、子どもたちへの安全教育や、地域による見守りなど、地域全体の安全への取り組みが必要です。

### ■子育て環境で困ること

#### 《乳幼児の保護者》

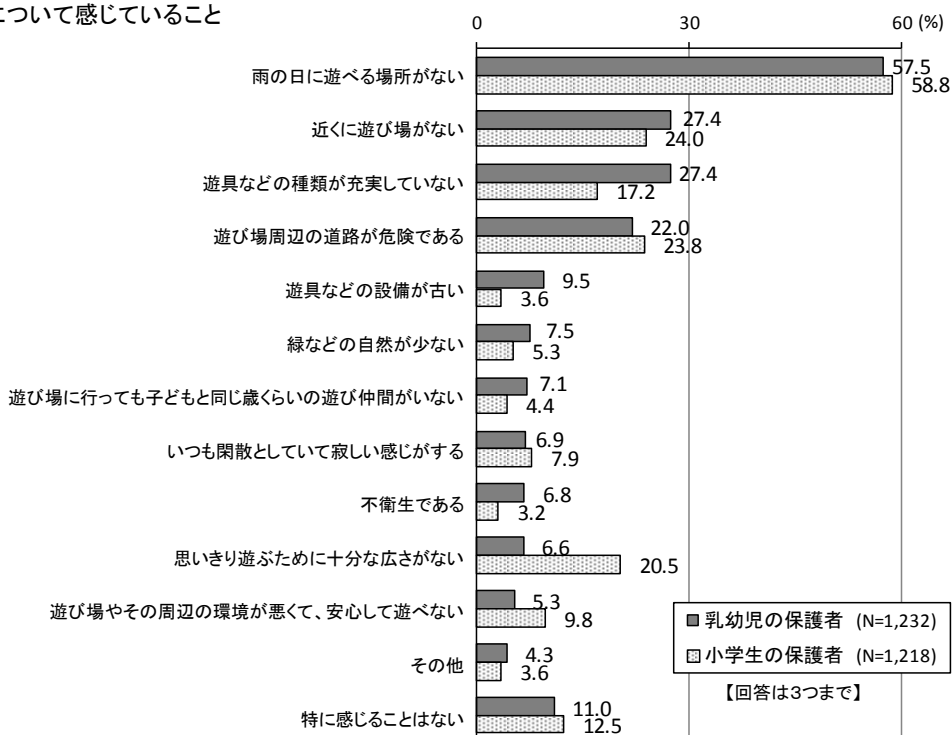


#### 《小学生の保護者》



遊び場に関しては、乳幼児、小学生の保護者ともに「雨の日に遊べる場所がない」が最も高くなっています。次いで「近くに遊び場がない」となっており、身近な遊び場の整備や安全性の確保等、子育て環境の整備が求められています。

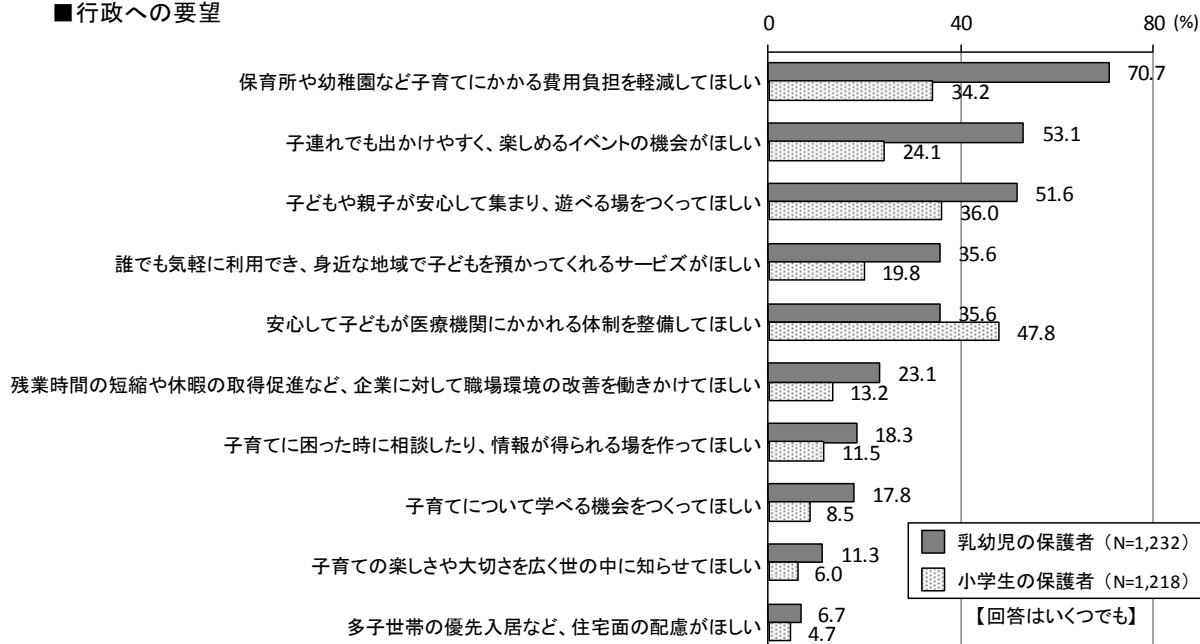
■遊び場について感じていること



(7) 行政への要望

子育て支援策の要望としては、乳幼児の保護者は「保育所や幼稚園など子育てにかかる費用負担の軽減」「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会」「子どもや親子が安心して集まり、遊べる場」が高く、小学生の保護者では「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」とともに「子どもや親子が安心して集まり、遊べる場」が高くなっています。

■行政への要望



## 4 粕屋町のこれまでの取り組み

(次世代育成支援後期行動計画の成果と課題)

### (1) 次世代育成支援後期行動計画の成果と課題

計画全体の成果指標である特定事業については、ほぼ目標値を達成しています。また、次世代育成支援行動計画では、基本目標の各施策について粕屋町独自の成果指標を設定していますが、その45項目についても、概ね達成している状況です。今後も目標値を達成するよう各施策の充実を図り、毎年、進捗状況を把握して公表するなど、計画の施策・事業の着実な推進に努めていきます。

#### ①特定事業の成果指標と達成状況

事業名	実績		目標
	平成21年度	平成25年度	平成26年度
1 通常保育事業(認可保育所)	3歳未満児 312人/日 3歳以上児 493人/日	3歳未満児 422人/日 3歳以上児 614人/日	3歳未満児 350人/日 3歳以上児 530人/日
2 保育6サービス (認可保育+家庭的保育 +預かり保育)	805人/年	1,557人/年	1,000人/年
4 延長保育事業 (18時～20時未満)	8,000人/年・2か所	15,408人/年・4か所	11,000人/年・3か所
5 病児・病後児保育事業 (病後児対応型)	1か所	240日/年・1か所	240日/年・1か所
6 一時預かり事業	9か所 (保育所型・地域密着型 2か所)	12か所 (保育所型・地域密着型 4か所)	10か所 (保育所型・地域密着型 3か所)
7 放課後児童健全育成事業 (小学校1年～3年生対象)	380人・11か所	520人・13か所	480人・12か所
8 地域子育て支援拠点事業	3か所	4か所	4か所
9 ファミリー・サポート・センター 事業	1か所	1か所	1か所

## ②個別事業の成果指標と達成状況

## 基本方針Ⅰ：豊かな心の子どもが育つまち

## 1 子どもの最善の利益を守る

事業番号	事業名	成果指標	平成21年度実績	平成25年度実績	平成26年度目標値
1	青少年育成・人権教育の啓発	三本大会開催回数	1回/年	1回/年	1回/年
2	福祉読本配布	配布回数	1回/年	1回/年	1回/年
3	人権を尊重する町民のつどい	開催回数	— (平成21年度は中止)	1回/年	1回/年
4	児童への人権教育の推進	高学年を対象とした学習会の開催回数	1回/年	5～7回/年	年1回以上
5	教職員等への人権研修の推進	①町職員への人権研修の開催回数 ②教職員への学人研による研修の開催回数	①1回/年 ②1回/年	①1回/年 ②6回/年	①1回/年 ②年1回以上
8	要保護児童対策地域協議会	①代表者会議の開催回数 ②実務者会議の開催回数	①1回/年 ②—	①0回/年 ②4回/年	①1回/年 ②1回/2月
9	スクールカウンセラー <sup>(※)</sup> の配置	スクールカウンセラー派遣数	年間 288 時間	年間 280 時間	年間 288 時間
10	教育相談室の設置	相談員数	2名	2名	2名
13	防犯ボランティアの活動支援	防犯ボランティアの人数	平成24年度 198人	202人	増やす

## 2 子どもの健康・保健事業の充実

事業番号	事業名	成果指標	平成21年度実績	平成25年度実績	平成26年度目標値
16	乳幼児健診	受診率	4か月児:96.8% 10か月児:98.0% 1歳6か月児:95.1% 2歳児:84.8% 3歳児:93.8%	4か月児:98.2% 10か月児:97.8% 1歳6か月児:96.5% 2歳児:91.4% 3歳児:96.7%	全健診 100%
17	育児相談	赤ちゃん相談の日数	年 12 日	年 12 日	年 12 日
19	発達相談	①発達相談の日数 ②言語相談者数	①10日/月 ②41人/年	①12日/月 ②81人/年	①継続実施 ②継続実施
24	集団療育(発達ルーム つくしんぼ・さくらんぼ)	①つくしんぼクラブ開催回数 ②さくらんぼクラブ開催回数	①39回/年 ②96回/年	①77回/年 ②84回/年	①39回/年 ②96回/年

### 3 豊かな心と創造性を育む教育の推進

事業番号	事業名	成果指標	平成 21 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値
30	特別支援学級・通級指導教室	通級指導教室教諭の配置人数	4人	小学校4人 中学校1人	4人
31	適切な進路指導	就学指導委員会開催回数	年4回	年5回	年4回
34	障がい児放課後等対策事業	障がい児放課後等対策事業利用人数	年間延べ 1,400 人	年間延べ 2,000 人	年間延べ 1,600 人
35	知的障がい児親子バスハイク	バスハイク参加者数	51 人	119 人	増やす
36	さた・すて	さたすて開催回数及び参加者数	年 10 回開催 延べ 340 人	平成 23 年度に廃止	年 10 回開催 延べ 340 人
39	図書館資料の充実	児童書の貸出冊数	130,805 冊	151,057 冊	貸出冊数 150,000 冊
40	定期的なおはなし会の実施	赤ちゃん向け・小さい子向け・大きい子向け・小学生向けおはなし会の実施	おはなし会実施回数 107 回 参加人数 3,500 人	おはなし会実施回数 159 回 参加人数 4,517 人	おはなし会実施回数 107 回 参加人数 増やす
41	ブックスタート事業	配布率	99.7%	98.8%	100%
42	文化芸術の鑑賞機会の提供	①幼稚園・保育所での観劇会 ②絵本原画展の開催 ③サンレイク子ども向け自主事業の開催	①1回/年 ②1回/年 ③インフルエンザにより中止	①1回/年 ②1回/年 ③1回/年	①1回/年 ②1回/年 ③1回/年
43	子ども読書の推進	親子で参加できるイベント、講演会等参加人数	年間延べ 7,086 人	年間延べ 7,539 人	年間延べ 8,000 人

### 4 子どもの遊び場・交流機会の充実

事業番号	事業名	成果指標	平成 21 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値
45	子どもが自然環境と触れ合う機会の提供	放流会でのほたる放流幼虫数	1,000 匹	1,000 匹	1,500 匹
47	こどもエコクラブ事業	子どもエコクラブの設置数	未実施	未実施	小学校4校
52	歴史教室	各種教室の参加人数 (勾玉づくり教室・ひな人形づくり教室等)	年間延べ 50 人	年間延べ 77 人	年間延べ 80 人
53	子どもボランティア体験学習	開催回数 参加者数	年1回 18 人	年1回 28 人	年1回 増やす
54	中学生体験学習	参加者数	21 名	50 名	増やす
56	地域人材の派遣	派遣人数	273 名	194 名	増やす
57	社会体育行事	各種スポーツ大会・教室の参加人数(小学生ソフト、小学生女子フットベース大会等)	年間延べ 4,000 人	年間延べ 2,343 人	増やす

## 基本方針Ⅱ：安心して楽しく子育てができるまち

## 1 安心して出産・子育てできる環境の整備

事業番号	事業名	成果指標	平成21年度実績	平成25年度実績	平成26年度目標値
63	両親学級	①平日パパとママのたまご学級 ②日曜パパとママのたまご学級	①24回/年 ②3回/年 (1回はインフルエンザにより中止)	①廃止 ②3回/年	①— ②3回/年
69	ひとり親世帯バスハイク	参加者数	36名	29名	増やす

## 2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化

事業番号	事業名	成果指標	平成21年度実績	平成25年度実績	平成26年度目標値
74	子育てタウンページ	発行部数	1,000部	平成24年度 2,000部発行	1,500部
75	かすやキッズネット発行	発行部数	12,000部	27,852部	増やす

## 3 子育てについての学習と交流の充実

事業番号	事業名	成果指標	平成21年度実績	平成25年度実績	平成26年度目標値
77	各種育児教室	①赤ちゃん体操教室 ②離乳食教室	— —	①12回/年 ②6回/年	①12回/年 ②6回/年
78	つどいの広場事業	利用者の組数	2,450組/年	4,727組/年	3,600組/年
79	親子サロン	開設数	6か所	7か所	8か所
83	ハッピーエンジェルの会	開催数	1回/年	3回/年	1回/年
85	子育て世代が参加しやすい講座等の開催	①託児付の講演会・講座の開催 ②子育てや子どもに関する講座メニューの充実	①託児付の絵本講座 1回/年 講演会3回/年 ②小・中学校の保護者及び児童対象の出前講座 4回/年	①託児付の絵本講座 6回/年 講演会1回/年 ②実施なし	継続実施

## 4 男性の子育て参加の促進

事業番号	事業名	成果指標	平成21年度実績	平成25年度実績	平成26年度目標値
63	両親学級 (再掲)	①平日パパとママのたまご学級 ②日曜パパとママのたまご学級	①24回/年 ②3回/年 (1回はインフルエンザにより中止)	①廃止 ②3回/年	①— ②3回/年

## 基本方針Ⅲ：子どもを見守り、育むまち

### 1 子どもと子育てにやさしいまちづくり

事業番号	事業名	成果指標	平成 21 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値
109	交通安全に対する意識の高揚	交通安全教室、自転車教室の開催、交通安全の啓発	①幼稚園、保育所、小学校1年生に交通安全教室実施 ②小学校4年生に自転車教室を実施(町内全園、全小学校)	①幼稚園、保育所、小学校1年生に交通安全教室実施 ②小学校4年生に自転車教室を実施	継続実施

### 2 地域における交流・ネットワークづくりの促進

事業番号	事業名	成果指標	平成 21 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値
118	子ども育成会支援	ジュニアリーダーの人数	35 名	48 名	50 名
121	学生ボランティアの育成	学生ボランティアの人数	53 名	66 名	増やす
122	各種青少年関係団体支援	①青少年問題協議会・青少年育成町民の会合同会議の開催回数 ②青少年指導委員研修会の開催回数	①1回/年 ②2～3回/年	①2回/年 ②1回/年	①1回/年 ②2～3回/年

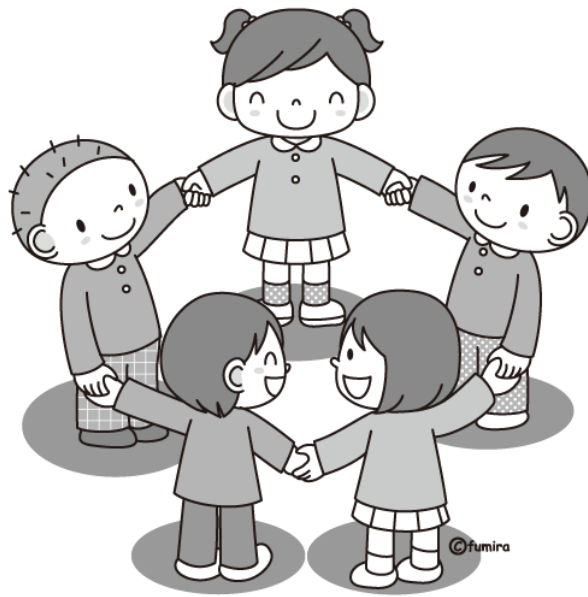
### 3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進

事業番号	事業名	成果指標	平成 21 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値
126	児童福祉月間ポスター	掲示数	町内掲示板 60 か所	町内掲示板 継続実施	継続実施



# 第 3 章

## 計画の基本的考え方





## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法では、父母など保護者が子育てについて第一義的責任をもつことを基本的認識としながら、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本的考え方としています。子どもの視点に立ち、子ども自身がそれぞれの可能性を十分に伸ばして成長していくことが重要です。

本計画においても、「全ての子どもと家庭への支援を通して、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを生み、育てることに喜びを感じることでできる社会」を目指すべき社会の姿とします。家庭では安心して子育てができ、地域では次の世代を育み慈しむことができるようにという願いが、人間らしさあふれる住環境・社会環境の実現にとって不可欠であることを認識し、行政と住民が一体となって、「子どもの笑顔を育むまち・粕屋」を推進する実践的計画とすることを目指し、計画の基本理念を定めます。

## 子どもの笑顔を育むまち・粕屋



---

## 2 計画の基本的視点

### 1. 子どもの視点

本計画を推進するに当たっては、「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえ、施策の主な対象である子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりの権利が十分に尊重されるよう配慮し、子どもの最大の利益が実現される社会を目指します。

### 2. すべての子どもと家庭を支える視点

本計画は、家族の状況等の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。子どもや子育て中の保護者に対し、身近な地域において、必要とされる支援を可能な限り講じることで、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

### 3. 社会全体で子どもと子育てを支援する視点

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力となる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。子育て家庭だけではなく、社会のあらゆる分野における人々が、子どもと子育てに対する関心や理解を深め、地域や社会が子どもや保護者によりそうことで、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指します。

### 3 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、以下の基本方針を掲げて取り組むものとします。

#### I 心豊かな子どもが育つまち

---

子どもは、本来一人ひとりが様々な可能性や力を持っています。周囲の大人や社会には、子どもがのびのびと育つ環境を作り、子どもが自ら育つ力を伸ばしていく責務があります。また、子ども・子育て支援を進めるにあたっては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が尊重されるよう配慮されなければなりません。子どもの権利についての啓発を進めるとともに、子どもの健康と福祉が守られるよう、施策の充実を図ります。また、子どもが交流の機会や生活体験・自然体験の機会を豊富にもてるような取り組みを推進します。

#### II 安心して楽しく子育てができるまち

---

子どもの育ちを支え、子どもの最善の利益を守るためには、子育ての当事者である家庭や保護者が安心して子育てができることが重要です。子育てをしている人や、これから子育てをしたいと思っている人が、精神的、身体的にゆとりをもち、安心して出産や子育てをすることができるよう支援します。子育てに関する相談や学習機会を充実するとともに、子育てと仕事やその他の活動との両立支援を推進します。

#### III 子どもを見守り、育つまち

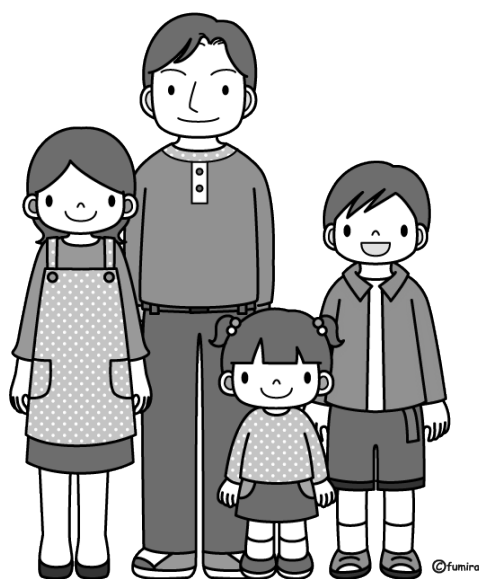
---

子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えることは、未来への投資であり、地域や企業等、社会全体で取り組んでいくことが重要です。子どもと地域との交流や、企業等への啓発を推進し、子どもと子育てを地域や社会全体で見守り育てるという意識を醸成することで、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めます。また、子どもが地域において安心して暮らし、活動することができるよう、公園や遊び場、道路等の整備に努めます。



# 第 4 章

## 施策の展開







## 第4章 施策の展開

### 1 計画の体系

基本理念	基本方針	施策の方向性	
子どもの笑顔を育むまち・粕屋	Ⅰ 心豊かな子どもが	1 子どもの最善の利益を守る	(1)子どもの権利に関する啓発 (2)人権教育の推進 (3)児童虐待の早期発見、虐待防止への支援体制 (4)適応に不安のある子どもへの支援
		2 子どもの健康・保健事業の充実	(1)子どもの健康づくり支援 (2)障がいのある子どもの療育支援
		3 豊かな心を育む教育の推進	(1)文化、芸術にふれる機会の拡充 (2)思春期教育の推進 (3)障がいのある子どもの教育の推進 (4)子どもの交流・学習機会の充実
	Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち	1 安心して出産・子育てできる環境の整備	(1)安心して出産・子育てできる支援の充実 (2)子育てに伴う経済的負担の軽減 (3)ひとり親家庭への支援
		2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化	(1)子育てに対する相談体制の充実 (2)子どもと子育てに関する情報提供の充実
		3 子育てについての学習と交流の充実	(1)親同士の交流機会の拡大を図る (2)育児サークル活動の支援 (3)子育て等に関する学習機会の充実
		4 子育てと仕事や他の活動との両立支援	(1)保育所・幼稚園等におけるサービスの充実 (2)教育・保育施設の充実 (3)保育所・幼稚園・小学校の連携による保育・教育の質の向上 (4)学童保育における保育サービスの拡充 (5)保護者の働きやすい環境の整備・充実
		5 男性の子育ての促進	(1)父親の子育てに関する学習や交流の機会の拡充 (2)男女共同参画の視点による意識改革
	Ⅲ 子どもを見守り、	1 子どもと子育てに安心なまちづくり	(1)公園・遊び場の整備 (2)事故や犯罪から子どもの安全を守る環境づくり
		2 地域における交流・ネットワークづくりの促進	(1)地域における相互交流・世代間交流の促進 (2)子どもに関する諸団体のネットワークづくり (3)子育て支援ボランティアの養成
		3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進	(1)啓発活動の推進 (2)住民参加の推進

## 2 計画の推進に向けた重点的施策

本計画を推進するにあたり、粕屋町子ども・子育て会議において「次世代育成支援行動計画」における各施策の推進状況の点検・評価とともに粕屋町の特徴や課題、今後の重要な施策について議論をかさねました。これらの粕屋町子ども・子育て会議での議論の内容を踏まえて、各目標ごとに次の3つの施策の方向を特に重点的に取り組むべき施策として位置づけ、着実に推進していきます。

### (1) 子どもの居場所と子育て支援の拠点づくり

粕屋町では、平成27年度に（仮称）こども館を整備し、平成28年度の開館を計画しています。（仮称）こども館は、子どもの遊び場としての機能だけではなく、中高生も含めた子どもや保護者が気軽に立ち寄ることができ、息抜きや交流、相談ができる場所として、整備を進める予定です。運営にあたっては、町民の意見を広く反映させるよう努め、町民との協働による粕屋町の新たな子育て支援の拠点として、より一層の支援の充実を図ります。

【該当事業】 ※P30以降の具体的施策の展開を参照

- 89 （仮称）こども館整備事業
- 90 地域公民館等の活用
- 91 公園の整備
- 92 開発や区画整理事業による公園等の確保

### (2) 障がいのある子どもの療育支援と教育の推進

本計画では、すべての子どもと子育て家庭を支援の対象としており、障がいや発達の遅れの有無にかかわらず、子どもが地域においてのびのびと成長でき、またその保護者が安心して子育てできるまちづくりを目指しています。しかるに、子どもの発達に不安がある保護者は、情報や支援の不足から、より不安や負担感を感じている場合があります。粕屋町においてはこれまでも相談・療育支援に力を入れてきましたが、支援を必要とする子どもや家庭が増加していることに鑑み、より一層の充実を図り、早期の発見と適切な支援を推進します。

【該当事業】

- 16 保育所、幼稚園への障がい児の受け入れ体制の整備
- 19 発達障がい児等に関する連携支援
- 21 発達相談（運動発達相談、発達相談、言語相談）
- 30 特別支援学級・通級指導教室
- 31 適切な進路指導・相談支援
- 32 障がい児教育の充実
- 33 障がい児放課後等対策事業

### (3) 教育・保育および地域の交流・ネットワークづくり

子どもの育ちや安全を見守るにあたっては、家庭や保育所、幼稚園、学校、地域等が、それぞれ連携しながら行うことが必要です。町内の保育所、幼稚園、学校において、子どもや職員が交流を深めることは、小学校入学等の環境の変化への子どもや保護者の不安を軽減するとともに、職員間の情報交換にもつながります。また、子どもや保護者が地域の人々と世代を超えて交流する機会をもつことで、地域で子どもを見守るという意識が高まると考えられます。保育所、幼稚園、学校、そして地域との交流・ネットワークづくりを推進し、地域全体で子ども・子育てを支えるという気運の醸成を図ります。

#### 【該当事業】

- 80 教育・保育の質の向上
- 81 保育所、幼稚園の交流
- 82 保育所、幼稚園と小学校の連携
- 103 子育て応援団委託事業
- 104 子育て支援ボランティアの養成
- 109 地域との連携による子育て支援

## 基本方針Ⅰ 心豊かな子どもが育つまち

## 施策の方向性Ⅰ 子どもの最善の利益を守る

日本も批准している国連の「子どもの権利条約」には、子どもの基本的人権の尊重について、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」という4つの権利を定め、「子どもの最善の利益」を確保することが大人の責務として定められています。平成24年に制定された子ども・子育て支援法においても、国が定める基本指針では「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本としています。しかし、現状では、いじめや児童虐待など、子どもの人権が侵害される事態が近年増加しています。一人ひとりの子どもが、安心して心身ともに健やかに成長できるよう、虐待の防止、早期発見と対応、被害を受けた子どもへの支援について社会全体で推進することが重要です。

ニーズ調査によると、保護者の悩みとして、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが乳幼児の保護者では30.3%で第3位、小学生の保護者では35.4%で第1位となっており、特に小学校入学前後の子どもの保護者では4割を超えて高くなっています。子どもへの接し方、叱り方に悩んでいる保護者が多く、児童虐待という深刻な事態に進展することのないように適切な支援が求められます。また、小学生の保護者の悩みとして「子どもの友だちづきあい（いじめなどを含む）に関する事」が約3割に上っています。

保護者と地域の人々、そして子どもたち自身が、子どもの権利についての認識を深めるための啓発を進めていきます。また、子どもたち自身や教職員が子どもの権利について正しい理解を深めるよう人権教育を充実します。また、いじめや児童虐待などの問題については、子育てアドバイザーやスクールカウンセラー等による相談を充実し、また関係機関の連携を強化し、早期発見による事態の深刻化の防止や適切な支援体制の充実を図ります。

## (1) 子どもの権利に関する啓発

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	青少年育成・人権教育の啓発	「青少年育成町民の会」「人権教育啓発強調月間」「社会を明るくする運動月間」を合わせた三本大会を通じて、子どもの人権を尊重することの大切さに関する認識を深めるための啓発を進めます。また、子どもの権利に関する情報について、町広報への掲載や人権啓発冊子「わかくさ」の全戸配布などを通じ、周知に努めます。	社会教育課
2	人権を尊重する町民のつどい	人権教育について、「人権を尊重する町民のつどい」などにより、町民に対する啓発活動を推進し、町民の人権意識の高揚を図ります。	社会教育課
3	福祉読本配布	町内全小学校5年生に福祉読本を配布し、児童の頃から思いやりの心を育てます。また各学校から感想文を募集し社協だよりに掲載していきます。	社会福祉協議会（介護福祉課）

## (2) 人権教育の推進

No.	事業名	事業の概要	担当課
4	児童への人権教育の推進	保育所、幼稚園では、日々の教育・保育における人との関わりのおかげで、一人ひとりの大切さや自分を大切にすることを教えます。また、小学校では、人権教育副読本「かがやき」「あおぞら」を活用しながら、人権教育を計画的に推進します。	子ども未来課 学校教育課
5	教職員等への人権研修の推進	保育所、幼稚園、学校の教職員や町職員等に対して、広く人権についての研修を実施します。今後も内容の充実に努めて参加を促進していきます。	子ども未来課 学校教育課 社会教育課 総務課

## (3) 児童虐待の早期発見、虐待防止への支援体制

No.	事業名	事業の概要	担当課
6	保健師、子育てアドバイザーによる相談の充実	保健師・子育てアドバイザーによる子育てに関する相談とともに要支援家庭への訪問指導・相談や虐待通報への適切な対応等機能の充実を図ります。	健康づくり課 子ども未来課
7	相談機関の周知	役場窓口でのパンフレットの配布や、ホームページ、広報、暮らしの便利帳等を通して虐待や養育困難に関する相談機関の周知を徹底します。	子ども未来課
8	関係機関の連携強化	要保護児童の早期発見と早期対応を図るために、役場関係部署、学校関係者、警察、児童相談所等の関係機関による要保護児童対策地域協議会の実務者会議を定期的開催し、連携強化を図ります。	子ども未来課

## (4) 適応に不安のある子どもへの支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
9	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー <sup>(※)</sup> による相談機能の充実	中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒や保護者の内面的な相談への対応と支援を行っています。今後は、小学校へも1名配置し、支援体制の充実を図ります。また、スクールソーシャルワーカーを小・中学校へ配置し、環境改善を図り、就学へと繋いでいきます。	学校教育課
10	教育相談室による相談機能の充実	教育相談室に相談員を2名配置し、不登校児の居場所づくりとあわせて、保護者等の教育に関する相談事業を推進します。	学校教育課

## 施策の方向性2 子どもの健康・保健事業の充実

子どもの健康づくりは、生涯にわたり健康な生活を送るための基盤として子ども自身にとっても保護者にとっても重要です。心身ともに健やかに成長するために、出産期から乳幼児期、就学後に至るまで継続的な関わりが求められます。障がいや発達に遅れがみられる子どもに対しても、乳幼児の段階から一人ひとりの状況やニーズに応じた一貫した支援の提供が必要とされています。

ニーズ調査では、乳幼児の保護者の悩みとして、「子どもの病気や発育・発達に関すること」や「子どもの食事や栄養に関すること」が上位にあげられていました。また、乳幼児健診に対しては約7割が満足しており、「安心して受けることができた」「保健師・助産師の話が参考になった」など肯定的な評価も多い一方、「待ち時間が長かった」が5割を超えるなど、改善の余地を残しています。また、子どもの発達に関する相談や療育については、近年の人口の増加にともない対象児童の数も年々増える傾向にあり、今後さらなるニーズの増大が見込まれます。

本町では、子どもの発達や健康についての相談を年齢や状況に応じてきめ細かく対応できるよう、出生後には家庭訪問の実施や乳幼児健診の場をはじめ多様な相談窓口を設置して体制を整えています。今後も、乳幼児健診を受診しやすくなるよう努めるなど、子どもの健康を確保するための取り組みを充実していきます。また、「健康かすや 21」に基づき、食育を含めて子どもと保護者の学習機会を提供する等、親子の健康づくりを推進します。

発達に遅れがみられる子どもについては、相談支援体制を充実し、早期の発見と発達段階に応じた支援に努めます。また、必要に応じて保育所、幼稚園、学校等との連携を図り、子どもの人権、プライバシーに配慮しながら円滑に支援ができる体制の整備を進めます。

### (1) 子どもの健康づくり支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
11	乳幼児健診	乳幼児の心身の発達発育の確認のために4か月児、10 か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施します。また、子育てに関する情報提供及び保護者の育児不安の軽減を図るため個別相談を行います。また、2歳児においては歯科健診を実施します。	健康づくり課
12	育児相談	育児不安の軽減のため、保健師、助産師による赤ちゃん相談の定期的な実施や電話相談「赤ちゃんラブコール」などを実施します。	健康づくり課
13	新生児、乳児訪問 (全戸訪問)	乳児の発育・発達確認、母親の健康状態の確認、育児相談の場として、保健師等による4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象とした訪問を実施します。	健康づくり課
14	乳幼児医療体制の整備	周辺市町村や医師会と連携して、乳幼児医療体制の充実に努めます。	健康づくり課
15	食育の推進	「健康かすや 21」に基づき、両親学級や親子サロン、子ども会育成会での出前講座、マタニティ栄養教室、離乳食教室などを通じ、減塩・栄養改善の普及・啓発とともに親子の健康づくりを進めます。	健康づくり課

## (2) 障がいのある子どもの療育支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
16	保育所、幼稚園への障がい児の受け入れ体制の整備	保育所と幼稚園において障がいのある子どもを受け入れていません。受け入れにあたっては職員の加配を行っており、今後も継続していきます。	子ども未来課
17	幼児の個別療育支援	発達に遅れや偏りのある幼児に対して発達ルーム「こんぺいとう」での早期療育による発達支援及び保護者への理解促進を図ります。	健康づくり課
18	幼児の集団療育支援	発育・発達に不安のある幼児とその保護者に対する集団療育の場として、社会福祉法人に委託し、発達ルーム「つくしんぼ」・「さくらんぼ」において子どもの年齢に応じた取り組みを進めます。	健康づくり課
19	発達障がい児等に関する連携支援	一人ひとりの子どもに途切れのない適切な支援ができるよう、健康センター、保育所、幼稚園、学校（通常学級・特別支援学級・通級指導教室）等の連携を強化し、子どもの人権、プライバシーに配慮しながら円滑に連絡ができる体制の整備を進めます。	子ども未来課 学校教育課 健康づくり課
20	障がい児等発達支援	障がいの多様化や軽度発達障がいの子どもの増加を踏まえた対応のため、NPO法人に委託し、障がい児や保護者、指導者の相談、支援、療育や研修会を行います。発達障がいのある子どもを育ててきた保護者に、子どもを育ててきた経験や知識、地域の情報を生かして、同じような子どもを育てている保護者の相談役や地域機関との連携役となれるような体制づくりを支援します。	介護福祉課
21	発達相談(運動発達相談、発達相談、言語相談)	乳幼児の運動面や言語面など、発達に関する相談や発達状況の確認等について、理学療法士、臨床心理士、言語聴覚士等の専門職による相談事業を実施します。早期からの専門的な相談や発達評価を取り入れ、適切な発達支援に繋げていきます。	健康づくり課
22	年長児相談会	年長児(5歳児)への発達スクリーニング検査及び三者面談(保護者、担任、担当者)を実施し、子どもの発達特性の理解、二次障害の予防に努めます。また、相談会のフォローの場として、保護者向けの研修会を開催します。	健康づくり課

### 施策の方向性3 豊かな心を育む教育の推進

子どもたちが個性豊かに社会性や道徳性、生活力を育んでいくためには、就学前から、小学校、中学校まで発達段階に応じた多様な学習機会の提供が必要です。豊かな感性の育成に向けては、幼少期から芸術鑑賞や読書にふれる機会が十分に提供されることが望まれます。思春期前後の子どもに対しては、性感感染症や望まない妊娠、飲酒や喫煙、薬物乱用など、身体的・精神的健康を脅かす問題について、正しい知識を身につけるための教育も求められています。また、障がいのある子どもとその保護者に対して、子どもの健全な心身の成長、社会的自立を促していくために、子どもの発達に応じた切れ目のない総合的な支援が求められます。

ニーズ調査では、「粕屋町図書館のおはなし会」が認知度、利用経験、今後の利用意向ともに高くなっており、子育て家庭からのニーズの高さがうかがえます。

また、小学生の保護者の悩みとして「子どもの思春期の教育」が2割弱に上っており、学校における思春期教育は小学生からの充実が必要です。また、小学校6年生の携帯電話やスマートフォンの所持率は約4割、小学校4～6年生のインターネットの利用も5割超に上り、子どものメディア利用状況が急速に変化するなか、適切な情報の提供が求められています。

本町では、文化や芸術についての情操教育について、就学前から多様な機会を提供するための様々な取り組みを行っています。今後も、これらのサービスの一層の充実を図っていきます。また、小・中学校での性教育や健康教育に計画的に取り組み、子どもの健やかな発達を支援します。

障がいのある子どもに対しては、個別の状況に合わせた最善の教育を目指して各種機関の連携のもと多面的に支援しています。また、「障がい児放課後等対策事業」などを実施し、保護者の就業との両立支援や介護負担の軽減に努めます。また、障がいのある子どもと他の子どもたちがともに安心して教育を受けることができるよう、教職員の専門性の向上を図ります。

さらに、様々な体験教育や異年齢・異世代交流の機会を設け、子どもたちの主体的な学びと活動を推進します。

#### (1) 文化、芸術にふれる機会の拡充

No.	事業名	事業の概要	担当課
23	年齢に応じた本に親しむ取り組みの推進	赤ちゃん向けから小学生向けまで成長に合わせたおはなし会を実施し、幼児期から本に親しむ環境づくりを進めます。また、読み聞かせボランティア団体の育成と活動を支援します。	社会教育課
24	ブックスタート事業・ブックスタートフォローアップ事業	10 か月児健診時に絵本とブックスタートパックを渡し、ボランティアによる読み聞かせを行います。また、ブックスタートフォローアップ事業として、3歳児健診時に引換券を渡し、後日、図書館でおはなし会を行い、3歳児に適した絵本を配布します。	社会教育課 子ども未来課
25	保育所、幼稚園における文化芸術の鑑賞機会の提供	保育園児、幼稚園児を対象とした鑑賞会や観劇会を通じて、乳幼児期から文化、芸術に親しめるよう努めます。	子ども未来課
26	子どもの読書の推進	子ども読書の日、図書館まつり、「子どもと読書」講演会などの各種イベントを行い、子どもの図書館利用の促進を図ります。	社会教育課
27	子どもが参加する生涯学習センター自主事業の推進	子ども向け講座やコンサート等へ子ども自身が参加する自主事業の開催を通じ、生涯学習に対する意識の向上に努めます。今後は企画や運営について検討し内容の充実に努めます。	社会教育課



## (2) 思春期教育の推進

No.	事業名	事業の概要	担当課
28	性といのちの教育	性を正しく理解し、心身のバランスある発達を促すとともに、思いやりの心を育むための教育を行います。県の事業と連携して、保護者とともに学ぶ機会や専門的な外部講師の招へい等充実していきます。	学校教育課
29	喫煙、薬物乱用、メディア等についての正しい知識の教育	思春期における健やかな心身の発達のため、児童・生徒が喫煙、飲酒、薬物乱用等について正しい知識をもてるよう、授業のなかで、あるいは親子で学ぶ機会を提供していきます。また、メディアが児童・生徒に及ぼす影響も大きいことから、メディアに対する正しい見方の教育を提供していきます。	学校教育課

## (3) 障がいのある子どもの教育の推進

No.	事業名	事業の概要	担当課
30	特別支援学級・通級指導教室	各学校の特別支援学級において、療育、支援が必要な児童・生徒に対する適切な教育を行います。また、小・中学校の通常学級に在籍していることばと聞こえに障がいがある児童・生徒に対して、障がいの程度に応じた特別の指導を通級指導教室で行います。	学校教育課
31	適切な進路指導・相談支援	障がいの状況にあわせ、特別支援学校を含め、その子にあった就学先を保護者に紹介します。また、障がいのある子どもの就業支援や生活支援について、保護者への情報提供や関係機関と連携して相談への対応を図ります。	学校教育課 介護福祉課
32	障がい児教育の充実	障がい児教育に従事する職員の専門性の向上を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、子ども同士が互いに理解し合い、認め合うことができるような教育の充実に努めます。また、障がい児の受け入れにあたっては、子どもが利用しやすい教育施設の整備に努め、学級支援員や学校サポーターの充実を図ります。就学前や小・中学校の保護者に対し、特別支援教育の目標や内容、教育支援計画について説明し、家庭との連携を推進します。	学校教育課
33	障がい児放課後等対策事業	小・中学校の児童・生徒で、学童保育に該当しない障がい児をその家族の就業支援や一時的休息(レスパイト)のために、放課後や長期休暇中に福祉センターで一時預かりを行います。	介護福祉課 (社会福祉協議会)
34	知的障がい者(児)・発達障がい者(児)親子バスハイク	障がいのある子どもの保護者の心身のリフレッシュとお互いの情報交換・交流の促進を図るため、親子参加のバスハイクを行います。	社会福祉協議会(介護福祉課)

(4) 子どもの交流・学習機会の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
35	中学生の保育所、幼稚園での職場体験	中学生を保育所、幼稚園での職場体験の一環として受け入れ、乳幼児との触れ合いとともに子育てを体験し学習する機会を提供します。	子ども未来課
36	歴史教育の推進	古代人の知恵や創造性を体験活動や、学校・地域の公民館への派遣事業を通じて、子どもが地域の歴史を身近に感じ意欲を持てるよう、学習機会を提供していきます。	社会教育課
37	子どもボランティア体験教室	小学生を中心に体験を通じて、福祉についての理解を深めることを目的に体験教室を行います。	社会福祉協議会（介護福祉課）
38	中学生ボランティア体験教室	中学生を中心に体験を通じて、福祉についての理解を深めることを目的に体験教室を行います。また、高校生、大学生を中心とした学生ボランティアの活用を図ります。	社会福祉協議会（介護福祉課）
39	総合学習支援	小・中学校で行われる、福祉体験学習への支援を行います。また各小・中学校へ福祉教育のための助成を行います。	社会福祉協議会（介護福祉課）
40	地域人材の派遣	子どもたちに遊びや野外活動などを教えてくれる地域の人材を発掘・活用し、そのなかで異年齢・異世代交流を進めます。また、人材のリストを更新するとともに、さらなる人材の確保に向けて事業の周知に努めます。	社会教育課
41	社会体育行事	小学生ソフトボール大会や各種ジュニア大会、総合体育館におけるスポーツ活動など、スポーツ振興および健康づくりのため、子どもが参加できるスポーツ環境づくりに努めます。今後は大会運営のあり方や競技種目の検討を行い、内容の充実を図ります。	社会教育課
42	ときめき体験事業	親元を離れて団体行動を行う研修等を通じて青少年相互の連携を深めるとともに、団体生活での規律、社会参加の意義などを学ぶ機会を提供します。参加者がスタッフとして参加する等、青少年相互の交流も図っています。	社会教育課
43	地域通学合宿	団体生活を経験させることにより子どもたちの自主性・協調性・忍耐力を養うため、各分館単位での通学合宿を実施します。分館の事業が多く通学合宿を実施するに至らない分館が多いため、事業の集約を図り実施分館の増加を図ります。	社会教育課

## 基本方針Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち

### 施策の方向性1 安心して出産・子育てできる環境の整備

安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めるためには、妊娠期から出産期、新生児期及び乳幼児期からの母子の健康づくりの取り組みが非常に重要です。母親が安心して出産し、子どもが健やかに成長していくためには、子どもの年齢や家庭の状況により、必要とされる支援が異なることから、それぞれのニーズにあった支援の提供が求められます。また、父親が子育てに積極的に参加することは、母親の不安感・負担感の軽減につながるため、妊娠期から父親の関わりを促すことが必要です。

ニーズ調査では、乳幼児の保護者の子育ての悩みや気になることの内容として「子どもの病気や発育・発達に関すること」「子どもの食事や栄養に関すること」が高くなっており、0歳児の保護者では4割を超えています。子育てについて得たい情報としても、「子どもの発育や病気について」「子どもの食事や栄養について」が特に0歳児の保護者で高くなっており、周産期からの情報提供により、育児不安の低減を図ることが求められます。また、ニーズ調査では、乳幼児の保護者の3.3%、小学生の保護者の約7.7%がひとり親家庭となっており、ひとり親家庭への就業や経済面に関する情報提供や支援が必要です。

本町では、妊娠中の母子の健康管理のために妊婦健診の公費補助や、妊婦への電話確認と必要な家庭へは個別訪問等を行い、助言や指導等を行っています。今後は、これらの健診、訪問事業の周知と内容の充実を図ります。両親学級への父親の参加者が増えつつあり、今後も内容の充実を図るとともに、日曜日の開催など父親が積極的に参加できるよう引き続き取り組みます。

子育てにともなう経済的負担を軽減するため、児童手当等の経済的支援制度の周知を図ります。ひとり親家庭に対しては、ひとり親家庭相談事業や母子寡婦福祉資金貸付金などの支援制度について周知に努めます。

#### (1) 安心して出産・子育てできる支援の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
44	妊婦健康診査	安全で健やかな妊娠・出産を支援し、母親の健康の保持増進を図るため、妊婦健診費用について公費補助を行います。	健康づくり課
45	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時に保健師による保健相談や保健指導を行います。また、栄養や喫煙についても情報提供します。	健康づくり課
46	両親学級	妊娠、出産、育児等の正しい知識の普及、妊婦の交流、父親の子育て参加の意識啓発を目的として、両親学級を日曜日に実施します。	健康づくり課
47	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に、子育てアドバイザー、保健師等が訪問し相談、指導、助言を行います。またヘルパー等による育児・家事を援助する事業について検討します。	子ども未来課 健康づくり課

## (2) 子育てに伴う経済的負担の軽減

No.	事業名	事業の概要	担当課
48	経済的支援制度の周知	広報等を通じて、児童手当やひとり親家庭、障がいのある児童がいる家庭の支援等の経済的支援制度の周知に努め、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	総合窓口課 介護福祉課
49	乳幼児・子ども医療費助成	子育て世代の経済的負担軽減及び乳幼児等の疾病の早期発見や治療を図るため乳幼児・子ども医療費の助成を行い、経済的支援をします。また、県等の制度については窓口での周知を図ります。	総合窓口課
50	未熟児養育医療費助成	入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費の給付を行います。	健康づくり課

## (3) ひとり親家庭への支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
51	ひとり親家庭支援事業の周知	ひとり親家庭相談事業や母子寡婦福祉資金貸付金などの支援制度について周知に努めます。	介護福祉課 総合窓口課
52	就業支援に関する情報提供	母子家庭の自立支援のため、福岡県母子家庭等就業支援センターなどの情報提供に努めます。	子ども未来課
53	ひとり親家庭バスハイク	ひとり親家庭が気軽に参加でき、交流ができる体験型のバスハイクを行います。	社会福祉協議会（介護福祉課）
47	養育支援訪問事業（再掲）	養育支援が必要な家庭に、子育てアドバイザー、保健師等が訪問し相談、指導、助言を行います。またヘルパー等による育児・家事を援助する事業について検討します。	子ども未来課 健康づくり課

## 施策の方向性2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化

近年、核家族化の進行や社会経済情勢の変化にともなうライフスタイルの多様化等により、子育てに関する悩みや求められる情報も多様化しています。また、地域の地縁的なつながりの希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、子育て家庭の孤立化や地域の子育て支援機能の低下が懸念されています。子育て中の保護者が悩みや不安を解消して、ゆとりをもって子育てができるよう相談や情報提供の体制づくりが重要となっています。

ニーズ調査によると、子育ての悩みや不安の相談先として、多くの人が配偶者やパートナー、親などの親族、近所の友人をあげていますが、乳幼児の保護者で居住年数の短い人ではインターネットの割合がやや高く、身近な相談相手が限られている様子がうかがえます。また、小学生の保護者では育児の不安を感じている人で「相談相手がいない」が高くなっており、また身近な人を相談相手としている割合も不安を感じていない人に比べて低く、育児の孤立化が懸念されます。

子育てに関する情報の入手先としては、親族や近所の友人が主要な情報源となっている一方、乳幼児の保護者、小学生の保護者ともに「インターネット」の利用が平成21年調査より増加しており、インターネットを通じた情報提供の充実が今後必要とされています。

本町では、糟屋地区1市7町での電話相談事業や、保健師・子育てアドバイザーやスクールカウンセラー等による相談支援を行っており、これらの事業のさらなる充実を図ります。また、町内の子育てに関する施策や支援策等の情報を集約して一覧できる子育て情報紙を作成する等、情報内容の充実に努めるとともに、多様な媒体での情報提供を行い情報の周知を図ります。

### (1) 子育てに対する相談体制の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
54	かすや地区女性ホットライン	夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシュアルハラスメント <sup>(※)</sup> などの悩みや困りごとについて、電話による相談事業を行います。	介護福祉課
6	保健師、子育てアドバイザーによる相談の充実（再掲）	保健師・子育てアドバイザーによる子育てに関する相談とともに、要支援家庭への訪問指導・相談や虐待通報への適切な対応等機能の充実を図ります。	健康づくり課 子ども未来課
9	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談機能の充実（再掲）	中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒や保護者の内面的な相談への対応と支援を行っています。今後は、小学校へも1名配置し、支援体制の充実を図ります。また、スクールソーシャルワーカーを小・中学校へ配置し、環境改善を図り、就学へと繋いでいきます。	学校教育課
10	教育相談室による相談機能の充実（再掲）	教育相談室に相談員を2名配置し、不登校児の居場所づくりとあわせて、保護者等の教育に関する相談事業を推進します。	学校教育課
11	乳幼児健診（再掲）	乳幼児の心身の発達発育の確認のために4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施します。また、子育てに関する情報提供及び保護者の育児不安の軽減を図るため個別相談を行います。また、2歳児においては歯科健診を実施します。	健康づくり課

No.	事業名	事業の概要	担当課
12	育児相談 (再掲)	育児不安の軽減のため、保健師、助産師による赤ちゃん相談の定期的な実施や電話相談「赤ちゃんラブコール」などを実施します。	健康づくり課
13	新生児、乳児訪問 (全戸訪問) (再掲)	乳幼児の発育・発達確認、母親の健康状態の確認、育児相談の場として、保健師等による4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象とした訪問を実施します。	健康づくり課

## (2) 子どもと子育てに関する情報提供の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
55	子育て支援に関する情報提供	子どもと子育て支援に関する情報を集約し、ホームページ・広報紙・チラシ等様々な広報媒体による情報提供に努めます。	子ども未来課
56	子育てタウンページの作成	初めて親になる人や、転入してきた人のための「子育てタウンページ」(遊び場、公園、保育所、幼稚園、病院など)の作成など、総合的な粕屋町の子育て施策を一覧できる子育て情報紙を作成します。	子ども未来課
57	かすやキッズネット発行	カレンダー方式による子育てに関する情報紙を毎月発行し、健康センターをはじめとする町内の様々な施設で配布します。また社協のホームページに掲載します。	社会福祉協議会(介護福祉課)



### 施策の方向性3 子育てについての学習と交流の充実

子ども同士の交流は、子どもが社会性を身につけるために大変重要です。また、同じ年頃の子どもや似たような境遇をもつ保護者同士が身近な地域で交流し悩みを分かち合うことは、子育てにおける悩みや不安の軽減のためにも重要となっています。

ニーズ調査によると、「つどいの広場」「親子オープンルーム」「親子サロン」などへの乳幼児の保護者の利用経験は3割前後となっていますが、これらの事業の今後の利用意向はいずれも5割を超えて高くなっています。また、「子育て応援団」への参加についても、「ぜひ参加してみたい」とする割合はそれほど高くないものの、「内容がわかれば参加してみたい」が4割近くに上っており、子育てに関する交流や活動の機会を求めている保護者は多いと思われます。

本町では、親子の交流の場の提供や、保護者が子育てについて学習するための様々な事業を実施していますが、今後もこれらの事業をより一層充実して、必要とする人に確実に情報が届くよう情報の提供方法についても工夫していきます。育児サークル等の自主的な活動に対しては、育児サークルへの補助等の支援など、必要としている人が参加しやすい環境づくりを進めます。平成28年度に開館を計画している(仮称)こども館において、子育てに関する講座等を開催し、保護者への学習と交流の機会の提供に努めます。また、粕屋町で実施する講座や研修等においては託児の実施に配慮し、子育て中の保護者の積極的な参加を促すよう努めます。

#### (1) 親同士の交流機会の拡大を図る

No.	事業名	事業の概要	担当課
58	地域子育て支援拠点事業の展開	保育所や平成28年度に開館を計画している(仮称)こども館において、親子の交流、遊び、相談の場や機会を提供します。また、子育てに関する情報を発信します。	子ども未来課
59	親子の交流の場の提供	親子がともに自由に交流できる「親子オープンルーム」を平成28年度に開館を計画している(仮称)こども館において「子育て支援ルーム」として実施していきます。	健康づくり課 子ども未来課
60	育児教室の実施	母親の育児不安軽減と子どもの発育と発達の両面からの育児教室として、運動面や離乳食の指導を取り入れた「赤ちゃん体操教室」や「離乳食教室」等を開催します。	健康づくり課
61	親子サロンの充実	子育て応援団が中心となり、母親同士の交流のために、地域の公民館など身近なところで気軽に行ける親子サロンを開設しています。今後は開設場所の拡充を図ります。	子ども未来課
62	園庭の開放	地域の子育ての拠点となるよう、保育所、幼稚園の園庭を地域に開放します。	子ども未来課
63	障がいのある親子の交流の場の提供(地域活動支援センター事業)	地域活動支援センターにおいて障がい者(児)やその家族などが気軽に過ごしたり、情報交換、相談、活動などをする場として「このゆびとまれ」を実施していきます。	介護福祉課
64	子育て応援サロン	発達障がい児(未就学児)の療育(作業療法士と臨床心理士が毎月交代)と親の交流を目的に大学生ボランティアの協力を得てサロンを実施します。	社会福祉協議会(介護福祉課)
65	親子教室	公民館で開催している親子サロンに講師を派遣し、児童体操教室や親子ふれあい教室、母親リフレッシュ教室を行い、親子の交流づくりの充実を図ります。	社会福祉協議会(介護福祉課)

## (2) 育児サークル活動の支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
66	育児サークル等活動支援	子育て中の母親の育児不安解消と情報交換、仲間づくりを目指した自主的な育児サークル活動や親子サロンを実施しているグループへの活動支援として補助を行います。	子ども未来課
67	ハッピーエンジェルの会	多胎児・未熟児の保護者を対象として、保護者同士の交流、親子遊び、育児相談等を行います。今後は、託児等の検討を行い、利用者が参加しやすい工夫に努めます。	健康づくり課
68	粕屋町知的障がい者(児)親の会の活動支援	障がい者(児)親の会の運営を支援します。また、親の会の周知を図り、障がい者(児)を持つ親同士の連携、情報交換、交流の場を提供します。	介護福祉課

## (3) 子育て等に関する学習機会の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
69	子育てに関する講座・教室等の開催	平成 28 年度に開館を計画している(仮称)こども館において、親子遊び、昔遊び教室や子育てに関する講座等を開催し、親の育児力を高める取り組みを進めます。	子ども未来課
70	講座・研修会での託児の実施	粕屋町で実施する講座や研修等において、子育て世代が参加しやすいよう託児の実施に努めます。	子ども未来課 健康づくり課 社会教育課 協働のまちづくり課 介護福祉課



## 施策の方向性4 子育てと仕事や他の活動との両立支援

人口構造の変化とともに経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しいなか、共働き家庭は増加し続けています。また、就業の継続を希望しながらも仕事と子育ての両立が困難であることから出産を機に退職している女性も少なからず存在しています。男女がともに安心して仕事と家庭を両立できる環境を整備することは、ますます重要な課題となっています。また、国においても仕事と生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」が重要な課題とされており、家庭の状況や子どもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりが求められています。

ニーズ調査では、現在就業している母親は乳幼児の母親で4割台半ば、小学生の母親では約6割となっており、子どもの年齢が上がると就業する母親が増加するとともに、平成21年調査より乳幼児の母親の就業率が上昇しています。現在職業を持っていない母親でも、その大半がいずれ就業したいと考えており、今後も保育ニーズは高まると見込まれます。また、病児・病後児保育や平日以外の保育サービス、高学年までの学童保育の利用などへのニーズも高く、多様な保育サービスの拡充が求められています。

保育所や幼稚園、学校は、子どもが生活において多くの時間を過ごす場であることから、施設の整備や保育士、教諭の質の向上も不可欠です。

本町では、通常保育に加え、延長保育、一時保育、篠栗町・久山町と3町合同での病児保育等を行っており、今後はこれらのサービスの充実と質の向上に努めます。一方で、子どもの成長においては家庭で過ごす時間を十分に確保することが望ましいことから、町内の事業所に対して次世代育成支援関連の法制度の周知やワーク・ライフ・バランスに関する啓発を進めていきます。

### (1) 保育所・幼稚園等におけるサービスの充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
71	通常保育	保護者の就労状況等に応じ、保育所や認定こども園 <sup>(※)</sup> で子どもを預かる保育支援を行います。	子ども未来課
72	延長保育	保育所等を利用している子どもを対象に、保護者の就労等の理由で通常の保育時間を延長して預かる延長保育を実施します。	子ども未来課
73	一時保育	私立保育所において、保護者の緊急時やリフレッシュ、パート就労等で一時的に保育が必要な子どもの一時保育を実施します。	子ども未来課
74	病児保育	病気の治療中や回復期にあるために、保育所・学童保育で預かることができない子どものために病児保育を実施します。粕屋町・篠栗町・久山町の3町合同で、粕屋町の小児科医院に委託しており、今後も継続していきます。	子ども未来課
75	保育所広域入所	保護者が遠隔地へ勤務しているため町内保育所に通うことができない世帯について、保育を必要とする子どもへの保育を実施します。	子ども未来課
76	届出保育施設運営費補助	子育てに伴う経済的負担の軽減につながるよう、届出保育施設に対して、在園児に応じた公的補助を実施します。	子ども未来課
77	町立幼稚園運営	学校教育法に基づき、幼児期にふさわしい生活を展開するなかで様々な体験を通して子どもの心身の発達を促します。また、預かり保育を実施します。今後はさらなる教育の質の向上に努めます。	子ども未来課
78	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けをしてほしい人(お願い会員)・子育ての手伝いをしたい人(まかせて会員)が会員として登録し、育児の相互援助を行うための連絡、調整を行います。今後は、平成28年度設立予定の(仮称)こども館に事務局を移設し、活動の拡大に努めます。	子ども未来課

## (2) 教育・保育施設の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
79	教育・保育施設の設備の整備	教育・保育施設の建物や設備については、平成 27 年度に策定予定の町の公共施設等総合計画に沿って、また、今後の待機児童の動向を把握して、建替え、民営化、改修等を検討して、整備を進めていきます。	子ども未来課

## (3) 保育所・幼稚園・小学校の連携による教育・保育の質の向上

No.	事業名	事業の概要	担当課
80	教育・保育の質の向上	保育士、教諭の適切な人員の確保と保育所、幼稚園、小学校との連携を図り、共同で研修を行うなど、教育・保育の質の向上に努めます。	子ども未来課
81	保育所、幼稚園の交流	交通安全教室の共同開催や職員の人事交流の実施など、町立保育所と町立幼稚園の園児の交流、職員の交流を図ります。	子ども未来課
82	保育所、幼稚園と小学校の連携	学校や幼稚園での人権教育研究会での情報交換や、小学校の研究発表会に保育士や幼稚園教諭が参加し、指導内容や指導方法を共に学びあう機会を増やす等充実して、保育所、幼稚園と小学校との緊密な連携を図ります。	子ども未来課 学校教育課

## (4) 学童保育における保育サービスの拡充

No.	事業名	事業の概要	担当課
83	学童保育の充実	保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、全小学校において、専用施設を活用し実施します。	学校教育課
33	障がい児放課後等対策事業(再掲)	小・中学校の児童・生徒で、学童保育に該当しない障がい児をその家族の就業支援や一時的休息(レスパイト)のために、放課後や長期休暇中に福祉センターで一時的預かりを行います。	介護福祉課 (社会福祉協議会)

## (5) 保護者の働きやすい環境の整備・充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
84	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の意識啓発	町役場が率先し、取り組みの模範となるよう「特定事業主行動計画」を策定し、子育て中の保護者の仕事と家庭、個人の生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスについて推進します。また事業所に対してチラシの配布などを通して法や制度の周知に努めます。	総務課 地域振興課 (商工会)
85	子育て応援宣言企業登録の促進	粕屋町入札参加資格審査申請において、子育て応援宣言企業に対する加点の導入を検討します。また、町内の登録事業所については、県ホームページで紹介していきます。	総務課

## 施策の方向性5 男性の子育ての促進

父親が子育てに関わることは、母親の子育ての不安を軽減するだけでなく、男性自身の人間的成長にもつながります。男女がともに子育てに参画して、子育ての喜びと責任を共有できるような環境づくりが重要です。

ニーズ調査では、子育ての悩みの相談相手として「配偶者・パートナー」という回答が最も多く、また、父親の子育てを「十分にやっている」と「十分とはいえないが、まあやっている」を合わせた評価は、乳幼児の保護者、小学生の保護者ともに7割台に上り、父親が子育てに関わっていることがうかがえます。一方、父親の子育て参加が「少し不足している」と「かなり不足している」を合わせた『不足している』と回答した母親で子育ての不安や負担を感じる割合が高くなっています。

本町では、妊娠期における両親学級を男性も参加しやすい日曜日に実施しており、今後もこの取り組みを継続します。また、町民に対して男女共同参画に関する意識啓発を進め、父親が子育てに積極的に関わる意識の醸成に努めるとともに、学校における男女共同参画教育を推進します。

### (1) 父親の子育てに関する学習や交流の機会の拡充

No.	事業名	事業の概要	担当課
46	両親学級 (再掲)	妊娠、出産、育児等の正しい知識の普及、妊婦の交流、父親の子育てへの意識啓発を目的として、両親学級を日曜日に実施します。	健康づくり課
86	父親の子育ての促進	保育所、幼稚園、小学校で美化作業やバザー、餅つき等の活動を行っている「おやじの会」による父親の子育てと保護者同士の交流を促進します。	子ども未来課

### (2) 男女共同参画の視点による意識改革

No.	事業名	事業の概要	担当課
87	男女共同参画に関する意識啓発	男女がともに家事・育児を行うという男女の「性別役割分担意識」にとらわれない意識を醸成していくために、広報や講座の開催などあらゆる機会を通じて意識啓発に努めます。	協働のまちづくり課
88	学校における男女共同参画に関する教育	学校での男女共同参画についての教育を充実し、子どもの頃から男女の固定的な役割分担意識にとらわれない意識の醸成に努めます。	学校教育課

## 基本方針Ⅲ 子どもを見守り、育むまち

### 施策の方向性1 子どもと子育てに安心なまちづくり

子どもが安心してのびのびと遊べ、また安心して子ども連れで外出ができる環境を整えることは、子育てしやすいまちづくりの重要な課題です。身近で安全な公園の整備や、子どもやベビーカーを押した保護者が安心して通行できる道路環境への整備が求められます。明るく見通しのよい道路環境は、子どもや保護者が様々な活動に参加しやすくなるだけでなく、防犯にもつながります。

ニーズ調査によると、子どもの遊び場について感じていることとして、「雨の日に遊べる場所がない」が乳幼児、小学生の保護者ともに最も多く、次に「近くに遊び場がない」となっています。また、乳幼児の保護者では子どもとの外出で困ることとして、「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」「歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっていること」を、それぞれ3割前後の人があげています。小学生の保護者では子育て環境で不満なこと、困ることとして、「通学路が狭い、交通量が多いなど道路環境が悪い」「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」が特に多くなっています。

本町では、平成28年度に子どもの遊び場と子育て支援の拠点としての機能をもった（仮称）こども館を開館する計画です。また、公園や遊具の安全性の確保に努めるとともに、地域の公民館を保護者の交流の場や子どもの遊び場として活用の促進を図ります。また、通学路を重点整備区域とし、安全対策に努めるとともに、交通マナー向上の啓発や地域での防犯活動への支援を行います。また、公園や公共施設のバリアフリー化に配慮し、子どもと子育てに安心なまちづくりに努めます。

#### （1）公園・遊び場の整備

No.	事業名	事業の概要	担当課
89	（仮称）こども館整備事業	子どもの遊び場とともに親子の交流、相談、情報発信等子どもと子育て支援の拠点として（仮称）こども館を平成27年度に整備し、平成28年度の開館を目指します。こども館の建設と運営においては住民と協働して行い、住民の意見を取り入れた、地域に親しみやすく、親子に利用しやすい施設を目指します。	子ども未来課
90	地域公民館等の活用	親子で気軽に集える親子サロンの開催や、子どもの遊び場としての活用を、地域の公民館等に働きかけます。	子ども未来課 社会教育課
91	公園の整備	今後の公園のあり方について、公園・遊具を利用している地区内住民等の声を聴きながら、今後の公園の整備や公園の遊具等の安全性の確保に努めます。	都市計画課
92	開発や区画整理事業による公園等の確保	開発や区画整理事業に際し、地域住民等の憩いの場となり、子どもたちの安全な遊び場となる公園・緑地について、確保・整備の指導を行います。	都市計画課

## (2) 事故や犯罪から子どもの安全を守る環境づくり

No.	事業名	事業の概要	担当課
93	関係機関の連携による情報共有	保育所、幼稚園、学校、学童保育所など関係機関の連携体制を整備し、不審者情報等の情報の共有を図り、子どもの安全確保に努めます。	子ども未来課 学校教育課
94	防犯活動に関する環境の整備	登下校時の子どもの安全確保のため、防犯ブザーの全児童配布や、自主防犯パトロール車(青パト)による巡回を行うとともに、自主的な巡回や子どもの見守り活動に対し支援を行います。また、防犯灯のLED化の推進と適正な維持管理に努めます。	協働のまちづくり課
95	子ども110番の家、粕屋町まちなかの駅活動の促進	子どもたちを犯罪から守り、安全を確保する「子ども110番の家」や交流・トイレ・休憩機能がある「まちなかの駅」を通して、子どもや高齢者にやさしいセーフティステーションの活動を進め、事故や犯罪から子どもの安全を守る環境づくりに努めます。	地域振興課 (商工会) 社会教育課
96	交通安全施設整備	学校、PTA、行政区等の要望等に対し、随時対応していきます。また、通学路を重点整備区域とし、安全対策に努めていきます。	道路環境整備課
97	交通安全に対する意識の高揚	子どもの安全で快適な日常生活を確保するため、交通安全教室、自転車教室等を開催し、交通安全に対する意識の高揚や交通マナーの向上を図ります。また、子どもを交通事故から守るため、保護者や地域の街頭立番協力者に交通安全誘導マニュアル(はたふり誘導ハンドブック)を配布し、交通安全活動を進めます。	協働のまちづくり課
98	子どもと子育て家庭に配慮した公共施設の整備	多目的トイレの設置、バリアフリーの整備等の公園整備を段階的に検討していきます。また、子どもや子ども連れの保護者等の歩きやすい安全な歩道や道路の整備を関係課、関係機関との調整を図りながら必要に応じて検討します。	都市計画課 道路環境整備課

## 施策の方向性 2 地域における交流・ネットワークづくりの促進

子育ての基本は家庭にあります。保護者だけでなく、地域や社会で子育てを支えることが必要です。また、子どもが社会性や豊かな感性を身につけるためには、多様な遊びや多くの人との交流が必要です。しかしながら、核家族化や少子化、人の移動の増大などの社会環境の変化により、子どもが人々と交流する機会が少なくなっています。保護者にとっても、気軽に子育ての悩みを相談したり、子育てについて学びあったりする地域の人間関係は大切であり、身近な場である地域でのつながりを促進する必要があります。

ニーズ調査によると、乳幼児の保護者の8割以上が粕屋町に今後も住み続けたいと回答していますが、他に移りたいという保護者の2割強が、その理由として「親戚・知人・友人がいない」をあげています。

本町では、町内で実施される祭りやイベントへの支援を行い、子どもたちの積極的な参加を促していますが、今後もこれらの支援を継続し、地域の交流を促進します。地域の公民館やイベントを活用して世代間交流を図り、子ども会活動への援助などネットワークづくりを強化します。また、住民と行政が協働して子育て支援を行っている子育て応援団の活動への支援を継続するとともに、活動内容の充実を図ります。さらに、平成28年に開館を計画している（仮称）こども館において子育て支援に関わるボランティア養成の講座を開催するなど、地域で子育てを支える人材の育成に努めます。

### (1) 地域における相互交流・世代間交流の促進

No.	事業名	事業の概要	担当課
90	地域公民館等の活用(再掲)	親子で気軽に集える親子サロンの開催や、子どもの遊び場としての活用を、地域の公民館に働きかけます。	子ども未来課 社会教育課
99	子どもが参加する祭りやイベントの支援	町内の幼稚園、小学校などの子どもが参加する祭りやイベントに対し、活動を支援します。	協働のまちづくり課
100	かすや子どもの日 <sup>(※)</sup> わっしょいフェスタの開催	“大人も子どもも元気になろう”をスローガンに、サンレイクかすやで行政・保育所・幼稚園・子育て応援団等のボランティアが一体となり、手作りの子どもまつりを開催し、健全な子ども育成を推進します。	子ども未来課
101	幼稚園発表会(招待)	世代間交流を目的として、幼稚園において毎年12月に地域の高齢者を招き、発表会を行います。	社会福祉協議会(介護福祉課) 子ども未来課

## (2) 子どもに関する諸団体のネットワークづくり

No.	事業名	事業の概要	担当課
102	子ども会育成会支援	子ども会及び子ども会育成会が地域の子どもの取り巻くネットワークの核となるよう活動の活性化を支援します。また、ジュニアリーダー育成に係るスタッフの研修等を行い、支援内容の充実を図ります。	社会教育課
103	子育て応援団委託事業	住民と行政が協働して子育て支援を行う「子育て応援団」の活動を支援します。活動内容の見直しを行い、さらに活動を充実していきます。	子ども未来課

## (3) 子育て支援ボランティアの養成

No.	事業名	事業の概要	担当課
104	子育て支援ボランティアの養成	平成28年度に開館を計画している(仮称)こども館において、子育て支援ボランティア養成のための講座等を開催します。また、ボランティア同士の交流や情報の共有を図ります。	子ども未来課
105	学生ボランティアの育成	「子育て応援サロン」や「中学生ボランティア体験教室」、「子どもボランティア体験教室」などでの支援活動を通し、高校生、大学生を中心とした学生ボランティアの育成を行います。	社会福祉協議会(介護福祉課)

### 施策の方向性3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進

子どもはこれからの社会を担う存在であり、未来をつくる力です。子どもの育ちと子育てを地域や社会全体で見守り育むことが重要です。子ども・子育て支援法に基づく基本指針においても、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要だとされています。

本町では、「かすや子どもの日」を制定して各種団体や行政が連携して、子育てに関する啓発行事を開催しています。また、住民と行政が協働して子育て支援を行う「子育て応援団」が結成され、様々な活動を実施しています。

ニーズ調査によると、乳幼児の保護者では子育て応援団の活動内容まで知っている人は少なかったものの、「親子料理教室」「地域公民館等で親子サロンの開催」「保育所等でプレーパークの開催」などの子育て応援団が実施している事業の利用意向は高く、さらに、活動の「内容がわかれば、参加してみたい」と約4割の人が考えています。

今後は、「かすや子どもの日」のイベント等を通じ、粕屋町全体で子どもと子育て家庭を見守り支援するという意識の醸成を図ります。県の事業である「子育て応援の店」についても周知を図り、登録を促進します。また、「子育て応援団」等の住民と行政との協働による子育て支援の充実を図ります。

#### (1) 啓発活動の推進

No.	事業名	事業の概要	担当課
106	かすや子どもの日	毎年11月の第2土曜日を「かすや子どもの日」と定め、「子どもを慈しみ、育む輪を広げましょう」を目的として、子どもの発表等のイベントを通じて、地域で子どもを育てることの重要性について、住民へ啓発を進めます。	子ども未来課
107	県事業「子育て応援の店」の周知	子ども連れの親子にやさしい店として子育て家庭を応援する県事業「子育て応援の店」について、町内の登録店を広報などで紹介し、登録を促進していきます。	子ども未来課
108	児童福祉月間の周知	児童福祉の理念の普及・啓発を図るため、5月の児童福祉月間に合わせ社協掲示板と町内掲示板等に区を通じポスターを貼付し、啓発活動を行います。	社会福祉協議会（介護福祉課）

#### (2) 住民参加の推進

No.	事業名	事業の概要	担当課
109	地域との連携による子育て支援	保育所・幼稚園の子どもたちと地域の高齢者との交流を図り、伝承遊びを教えてもらうなど、人材の発掘と活用に努めます。	子ども未来課
103	子育て応援団委託事業(再掲)	住民と行政が協働して子育て支援を行う「子育て応援団」の活動を支援します。活動内容の見直しを行い、さらに活動を充実していきます。	子ども未来課



## ■各施策の成果指標

目標達成のためには、「いつまで」「何を（どう）するか」という指標を設定し、その指標をできるかぎり実現するよう努力していかなければなりません。そこで、本計画の目標年度である平成31年度を目標とし、各施策の実施について評価・改善・検討のための成果指標を定めます。

### 基本方針Ⅰ 心豊かな子どもが育つまち

No.	事業名	成果指標	現状値(平成26年) (見込み含む)	目標値(平成31年)	担当課
1 子どもの最善の利益を守る					
1	青少年育成・人権教育の啓発	三本大会開催回数	1回/年	1回/年	社会教育課
2	人権を尊重する町民のつどい	開催回数	1回/年	1回/年	社会教育課
3	福祉読本配布	配布回数	1回/年	1回/年	社会福祉協議会(介護福祉課)
5	教職員等への人権研修の推進	町職員への人権研修の開催回数	1回/年	1回/年	子ども未来課 学校教育課 社会教育課 総務課
		教職員への学人研による研修の開催回数	全員研究会 2回/年 研究部会 4回/年 全員学習会 1回/年	全員研究会 2回/年 研究部会 4回/年 全員学習会 1回/年	社会教育課
8	関係機関の連携強化	実務者会議の開催回数	6回/年	6回/年	子ども未来課
9	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談機能の充実	スクールカウンセラーの配置人数	各中学校に1名配置	各小・中学校に1名配置	学校教育課
		スクールソーシャルワーカーの配置人数	各小・中学校に1名配置	各小・中学校に1名配置	
10	教育相談室による相談機能の充実	教育相談室に相談員配置人数	2名配置	2名配置	学校教育課

No.	事業名	成果指標	現状値(平成26年) (見込み含む)	目標値(平成31年)	担当課
2 子どもの健康・保健事業の充実					
11	乳幼児健診	乳幼児健診受診率と把握率	受診率:96.7% 把握率:100%	受診率:100% 把握率:100%	健康づくり課
12	育児相談	赤ちゃん相談開催回数	12回/年	12回/年	健康づくり課
13	新生児、乳児訪問 (全戸訪問)	乳児家庭全戸訪問率	約95%	100%	健康づくり課
17	幼児の個別療育支援	「こんぺいとう」での療育 幼児数	60人	約80人	健康づくり課
18	幼児の集団療育 支援	「つくしんぼ」での療育 幼児数	約30人	約45人	健康づくり課
		「さくらんぼ」での療育 幼児数	約30人	約30人	
19	発達障がい児等に 関する連携支援	保・幼稚園長会での説明会 開催回数	2回/年	2回/年	健康づくり課
		小学校新一年生の連絡 会開催校数	町内4校	町内4校	学校教育課
21	発達相談 (運動発達相談、 発達相談、言語 相談)	運動発達相談を受けた 人数	約30人	約30人	健康づくり課
		発達相談を受けた人数	約500人	約550人	健康づくり課
		言語相談を受けた人数	約70人	約80人	健康づくり課
22	年長児相談会	参加率	80%	90%	健康づくり課

No.	事業名	成果指標	現状値(平成26年) (見込み含む)	目標値(平成31年)	担当課
3 豊かな心を育む教育の推進					
23	年齢に応じた本に親しむ取り組みの推進	おはなし会実施回数	150回/年 参加人数 4,600人	回数 150回/年 参加人数 4,600人	社会教育課
24	ブックスタート事業・ブックスタートフォローアップ事業	10か月児健診時ブックスタートパック配布率	配布率 96%	配布率 100%	子ども未来課
		3歳児健診対象者絵本配布率	配布率 40%	配布率 45%	社会教育課
25	保育所、幼稚園における文化芸術の鑑賞機会の提供	保育所・幼稚園での観劇会開催回数	観劇会各園 1回/年 映画鑑賞 1回/年	1回/年	子ども未来課
26	子どもの読書の推進	講演会開催数	2回/年	2回/年	社会教育課
		上映会開催数	4回/年	4回/年	社会教育課
		工作教室開催数	4回/年	4回/年	社会教育課
		図書館員体験開催数	2回/年	2回/年	社会教育課
		原画展開催数	1回/年	1回/年	社会教育課
27	子どもが参加する生涯学習センター自主事業の推進	文化祭時の劇開催と入場者数	劇 1回/年 入場者数 約 560人	劇 1回/年 入場者数 560人以上	社会教育課
30	特別支援学級・通級指導教室	通級指導教室教諭の配置人数	小学校に4人 中学校に1人	小学校に5人 中学校に1人	学校教育課
31	適切な進路指導・相談支援	教育支援委員会開催回数	5回/年	5回/年	学校教育課
34	知的障がい者(児)・発達障がい者(児)親子バスハイク	参加人数	51人	100人	社会福祉協議会(介護福祉課)
36	歴史教育の推進	歴史教育受講者数	延べ 80人/年	延べ 100人以上/年	社会教育課
37	子どもボランティア体験教室	開催回数	1回/年	1回/年	社会福祉協議会(介護福祉課)
		参加者数	18人	20人	
38	中学生ボランティア体験教室	開催回数	1回/年	1回/年	社会福祉協議会(介護福祉課)
		参加者数	21人	40人	
40	地域人材の派遣	地域人材派遣数	延べ 270人/年	延べ 300人/年	社会教育課
41	社会体育行事	ジュニアスポーツ大会の参加者数	延べ 2,300人/年	延べ 2,500人/年	社会教育課
43	地域通学合宿	通学合宿実施分館数	1分館	2分館	社会教育課

## 基本方針Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち

No.	事業名	成果指標	現状値(平成26年) (見込み含む)	目標値(平成31年)	担当課
1 安心して出産・子育てできる環境の整備					
46	両親学級	日曜パパとママのたまご学級開催数	3回/年	3回/年	健康づくり課
48	経済的支援制度の周知	児童手当制度について広報に掲載回数	3回/年	3回/年	総合窓口課
2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化					
9	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談機能の充実(再掲)	スクールカウンセラーの配置人数	各中学校に1名配置	各小・中学校に1名配置	学校教育課
		スクールソーシャルワーカーの配置人数	各小・中学校に1名配置	各小・中学校に1名配置	
10	教育相談室による相談機能の充実(再掲)	教育相談室に相談員配置人数	2名配置	2名配置	学校教育課
11	乳幼児健診(再掲)	乳幼児健診受診率と把握率	受診率:96.7% 把握率:100%	受診率:100% 把握率:100%	健康づくり課
12	育児相談(再掲)	赤ちゃん相談開催数	12回/年	12回/年	健康づくり課
13	新生児、乳児訪問(全戸訪問)(再掲)	乳児家庭全戸訪問率	平均約95%	100%	健康づくり課
56	子育てタウンページの作成	発行部数	平成24年度 2,000部	2,200部	子ども未来課
57	かすやキッズネット発行	発行部数	12,000部	32,400部 (月2,700部×12か月)	社会福祉協議会(介護福祉課)
3 子育てについての学習と交流の充実					
60	育児教室の実施	赤ちゃん体操教室開催回数	12回/年	12回/年	健康づくり課
		にこにこ離乳食教室開催回数	12回/年	12回/年	健康づくり課
61	親子サロンの充実	親子サロンの開設数	10か所	15か所	子ども未来課
66	育児サークル等活動支援	育児サークル等支援金交付団体数	11か所	11か所	子ども未来課
67	ハッピーエンジェルの会	多胎児・未熟児の保護者交流会開催回数	3回/年	3回/年	健康づくり課
4 子育てと仕事や他の活動との両立支援					
76	届出保育施設運営費補助	補助交付か所数	7か所	8か所	子ども未来課
5 男性の子育ての促進					
46	両親学級(再掲)	日曜パパとママのたまご学級開催数	3回/年	3回/年	健康づくり課

## 基本方針Ⅲ 子どもを見守り、育むまち

No.	事業名	成果指標	現状値(平成26年) (見込み含む)	目標値(平成31年)	担当課
1 子どもと子育てに安心なまちづくり					
89	(仮称)こども館整備事業	(仮称)こども館整備	—	平成27年度整備 (平成28年度開館)	子ども未来課
90	地域公民館等の活用	親子サロン開設数	10か所	15か所	子ども未来課
97	交通安全に対する意識の高揚	幼稚園、保育所、小学校で交通安全教室の実施	町内全園、全校での実施	継続	協働のまちづくり課
		小学4年生を対象の自転車教室実施		継続	
2 地域における交流・ネットワークづくりの促進					
90	地域公民館等の活用(再掲)	親子サロン開設数	10か所	15か所	子ども未来課
100	かすや子どもの日わっしょいフェスタの開催	かすや子どもの日わっしょいフェスタ開催回数	1回/年	1回/年	子ども未来課
102	子ども会育成会支援	ジュニアリーダー数	50人	60人	社会教育課
105	学生ボランティアの育成	学生ボランティア登録数	53人	60名	社会福祉協議会(介護福祉課)
3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進					
108	児童福祉月間の周知	ポスター掲示の回数	1回/年	1回/年	社会福祉協議会(介護福祉課)



# 第 5 章

## 教育・保育及び地域子育て 支援事業の提供体制







## 第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

### 1 教育・保育の提供区域の設定

国「基本指針」では、地理的条件や人口、地域の交通事情などの社会的条件、教育・保育及び子育てに係る施設・事業等の社会資源の状況及び住民ニーズ等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとしています。

本町では、粕屋町全域を提供区域として定め、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供の体制の確保内容とその実施時期を定めます。

### 2 定期的な教育・保育事業の提供体制

#### (1) 定期的な教育・保育事業の確保策の考え方

乳幼児の保護者を対象として実施したニーズ調査により幼稚園、保育所等の現在の利用状況や潜在的利用希望を含めて推計した「量の見込み」に対する各施設の利用定員を定めて提供体制の確保を図ります。

子ども・子育て新制度では、就学前の子どもについて「保育の必要性の事由、保育の必要量（保育利用時間）」等の認定を市町村が行います。認定は以下の3つの区分となり、それぞれの施設の利用が決定することから、確保の内容と実施時期はこの認定区分ごとに設定します。

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園 地域型保育施設
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保育を必要とする子ども	

なお、保育の必要性の認定は、子ども・子育て支援法の第19条の規定により以下の「保育の必要性の事由」に該当することが必要です。また、保育の必要量（保育の利用時間）については、国の対応方針に就業時間の下限を48時間～64時間の間で定めることとしています。本町では保育標準時間（1日11時間まで）の場合、月あたり120時間以上の就業時間とし、保育短時間（1日8時間まで）の場合は、就業時間の下限を月あたり64時間とします。

### ■保育の必要性の事由■

小学校就学前の子どもの保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合

- ① 1月あたり48時間から64時間までの範囲を下限として月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。（10年間の経過措置あり）（※）
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障がい有していること。
- ④ 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。
- ⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）していること。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩ その他、上記に類するものとして市町村が認める場合。

※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的に全ての就業に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就業は除く。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む）

## (2) 教育・保育事業の提供体制

## ①概要

認可保育所・地域型保育施設は、仕事や病気等のため、家庭で保育ができない保護者に代わって小学校就学前の子どもを保育する施設です。現在、粕屋町には認可保育所が7園あり、地域型保育施設はありません。認定こども園は、小学校就学前の子どもに対し、教育・保育を一体的に行う施設です。幼稚園は、保護者の就業状況にかかわらず、3歳（町立幼稚園は4歳）から就学前の子どもに対し、小学校以降の教育の基礎をつくるための施設です。現在、粕屋町には町立幼稚園が4園、私立幼稚園が1園あります。

## ②確保に向けての対応策

平成27年度に（仮称）星の子保育園（定員180名）と（仮称）はこぶね認定こども園（現在は私立幼稚園）の保育部分（定員80名）が開園予定です。これにより、定員260名の増員を図ります。また、今後の待機児童の動向を把握し、新園や、老朽化した町立保育所の建て替えや民営化等による定員増の検討を行っていきます。

## ○量の見込みと提供体制

(人)

	27年度				28年度				29年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	教育	保育			教育	保育			教育	保育		
	3~5歳	3~5歳	1, 2歳	0歳児	3~5歳	3~5歳	1, 2歳	0歳児	3~5歳	3~5歳	1, 2歳	0歳児
量の見込み(a)	881	921	361	126	880	919	365	124	888	928	353	122
確保提供数(b)	881	803	382	120	880	802	382	120	888	928	382	122
(b)-(a)	0	▲118	21	▲6	0	▲117	17	▲4	0	0	29	0

	30年度				31年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	教育	保育			教育	保育		
	3~5歳	3~5歳	1, 2歳	0歳児	3~5歳	3~5歳	1, 2歳	0歳児
量の見込み(a)	880	919	347	119	883	923	340	116
確保提供数(b)	880	928	382	122	883	928	382	122
(b)-(a)	0	9	35	3	0	5	42	6

## 3 地域子育て支援事業の提供体制

### (1) 地域子育て支援事業の考え方

国指針に定められている地域子育て支援事業は、以下の 13 事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

#### ①利用者支援事業(新規)

子どもまたはその保護者が身近な場所で、多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整を行います。

#### ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行います。

#### ③妊婦健診支援事業

医療機関及び助産所において、妊婦健康診査補助券を使用し、健診を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導に繋がっていきます。

#### ④乳児家庭全戸訪問事業

子育て家庭の孤立を防ぐため、生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行います。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスが提供できるよう関係機関との連携を図ります。

#### ⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

#### ⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産、出張、育児不安等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

#### ⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

**⑧一時預かり事業**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かります。

**⑨時間外保育事業(延長保育)**

保護者の就業状況等により、認定こども園、保育所等において通常の保育時間を延長して保育を行います。

**⑩病児保育事業**

家庭で保育が困難な病気の子どもを、病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

**⑪学童保育事業(放課後児童健全育成事業)**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

**⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等（町の確認を受け、施設型給付費を受ける教育・保育施設）に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。

**⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

※ ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業と⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、現在粕屋町では実施の予定はありません。今後、本町の状況を勘案したうえで支援のあり方や事業の必要性も含めて検討します。

## (2) 地域子育て支援事業の提供体制

		単 位	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
利用者支援事業	量の見込み	実施箇所数	1	1	1	1	1	1	
	確保策	実施箇所数	0	0	1	1	1	1	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	利用児童数 (延べ)	13,200	33,636	33,756	32,772	32,172	31,452	
	確保策	実施施設数	4	6	6	6	6	6	
		利用児童数 (延べ)	18,720	25,920	32,800	32,800	32,800	32,800	
妊婦健診支援事業	量の見込み	妊婦健診補助券 使用件数	8,200	7,900	7,800	7,700	7,500	7,300	
	確保策	妊婦健診補助券 使用件数	8,200	7,900	7,800	7,700	7,500	7,300	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	出生数	650	675	665	654	638	621	
	確保策	実施件数	650	675	665	654	638	621	
養育支援訪問事業	量の見込み	訪問件数 (延べ)	168	173	178	183	188	193	
	確保策	訪問件数 (延べ)	168	173	178	183	188	193	
子育て短期支援事業	量の見込み	利用児童数 (延べ)	0	0	0	0	0	0	
	確保策	利用児童数 (延べ)	利用の希望があった場合は、県所管の乳児院や児童養護施設等での対応の予定です						
ファミリー・サポート・センター事業 (小学生)	量の見込み	利用児童数 (延べ)	133	100	104	107	111	113	
	確保策	利用児童数 (延べ)	210	210	280	280	280	280	
一時預かり事業 (幼稚園における預かり保育)	量の見込み	利用児童数 (延べ)	14,842	16,417	16,399	16,551	16,399	16,458	
	確保策	利用児童数 (延べ)	14,842	16,417	16,399	16,551	16,399	16,458	
一時預かり事業	保育所における 一時保育	量の見込み	利用児童数 (延べ)	1,664	3,315	3,323	3,255	3,202	3,150
		確保策	利用児童数 (延べ)	1,664	3,315	3,323	3,255	3,202	3,150
	ファミリー・サポート・ センター事業 (就学前児童)	確保策	利用児童数 (延べ)	222	222	296	296	296	296
時間外保育事業	量の見込み	利用児童数	578	807	808	800	788	781	
		実施施設数	7	9	9	9	9	9	
	確保策	利用児童数	578	807	808	800	788	781	
病児保育事業	量の見込み	利用児童数 (延べ)	200	710	711	704	694	687	
	確保策	利用児童数 (延べ)	720	720	720	720	720	720	
学童保育事業	低学年	量の見込み	利用児童数	466	465	484	517	508	517
		確保策	利用児童数	466	H27の実績状況をみて検討します				
	高学年	量の見込み	利用児童数	62	61	64	68	67	68
		確保策	利用児童数	0	H27の実績状況をみて検討します				

※一時預かり事業(保育所における一時保育)、時間外保育事業における、平成 26 年度の量の見込み及び確保策は平成 25 年度の実績値に基づき算出しており、平成 27 年度の量の見込み及び確保策はニーズ調査より算出した数値のため、平成 26 年度と平成 27 年度の数値に開きが出ています。

また地域子育て支援拠点事業、病児保育事業の平成26年度の量の見込みの数値は平成25年度の実績値を使用しており、平成27年度の量の見込みの数値はニーズ調査より算出した数値のため、平成26年度と平成27年度の数値に開きが出ています。

### (3) 認定こども園の普及等に係る取り組み(教育・保育の一体的提供および推進体制の確保)

認定こども園は幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設で、就学前の子どもに対して幼児教育とともに、保育を必要とする乳児または幼児の保育を行うものです。粕屋町では、はこぶね幼稚園が平成27年度より認定こども園になる予定です。今後は(仮称)はこぶね認定こども園の状況を踏まえて、利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況により、認定こども園の推進を検討していきます。







# 第6章

## 計画の推進に向けて





## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 庁内推進体制の確立

本計画の子どもと子育てに関わる施策は、教育・保育、保健福祉、安全・安心のまちづくり、男女共同参画等、様々な分野にわたっています。これらの施策を効率的・総合的に推進するためには、庁内全体での連携による取り組みが必要です。

計画の推進にあたっては、子ども未来課を中心に関係各課で構成する全庁的な推進体制を整え、国、県、関係機関との連携を図りながら、総合的、計画的に推進していきます。

### 2 地域の連携と協力による取り組みの推進

本計画の推進にあたっては、子育て当事者の意見とともに、地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえた取り組みが求められています。

地域の自治会や子ども会育成会、保育所、幼稚園、認定こども園、社会福祉協議会、PTA、ボランティア団体、商工会等が、相互に連携、協力しながら行政とともに地域社会全体で、子どもと子育て家庭を支援していきます。

### 3 計画の点検・評価

本計画の策定にあたっては、教育・保育関係者や子どもの保護者、地域の各種団体や子育て支援の関係者からなる「粕屋町子ども・子育て会議」を設置しました、この会議を継続して設置し、住民参加のもとでの施策の実施状況の点検、評価と検証を行い、必要な改善を行いながら、計画の着実な推進を図ります。

また、計画の実施状況等の結果を広報やホームページ等で公表するとともに、子ども・子育て支援制度や本計画の住民への周知に努めます。



# 付属資料



# 1 粕屋町子ども・子育て会議条例

粕屋町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 24 日条例第 23 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、粕屋町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

[子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項]

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

[法第 77 条第 1 項各号]

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が選任されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第 7 条 子育て会議に必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、会長が必要と認めるときには、委員以外の者も構成員に加えることができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、住民福祉部子ども未来課において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 粕屋町子ども・子育て会議委員名簿

任期 平成 25 年 11 月 12 日～平成 27 年 11 月 11 日

	氏 名	所属団体及び役職等		
1	森 紘	学識経験者	子ども・子育て会議 会長	会長
2	渋田 眞宏	区長会	区長会副会長	
3	長 千鶴子	民生委員児童委員協議会	民生児童委員副会長	
4	木村 眞由美	小・中学校 校長会	大川小学校校長	
5	岩本 寛子	小学校 P T A	粕屋中央小 P T A 副会長	
6	西岡 和美	町民代表	子育て応援団（公民館活用）	
7	長 順子	町民代表	子育て応援団 （子育てタウンページ）	
8	俣木 彩	町民代表	子育て応援団（公民館活用）	
9	小野 友紀	町民代表	公募	
10	西岡 巖	私立幼稚園代表	はこぶね幼稚園園長	
11	井中 卓生	私立保育所代表	大川保育園園長	
12	上久保 俊子	公立幼稚園代表	西幼稚園園長	
13	山口 優子	公立保育所代表	仲原保育所園長	
14	黒田 道明	粕屋町学校教育課	学校教育課係長 （学童保育担当）	
15	田中 美智子	粕屋町健康づくり課	保健師	
16	舩越 美由紀	粕屋町子ども未来課	ファミリー・サポート・センター アドバイザー	
17	嶋田 美代子	粕屋町子ども未来課	子育てアドバイザー	

(順不同)



### 3 粕屋町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年度	回	開催日	議 題
平成25年度	第1回	平成25年 11月12日(月)	第1回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 粕屋町子ども・子育て会議について (2) 子ども・子育て支援新制度について (3) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 ・調査の概要と調査設問案の検討 (4) 今後のスケジュール
		平成25年 11月～12月	子ども・子育て支援ニーズ調査の実施 ①乳幼児の保護者調査 ②小学生の保護者調査
	第2回	平成26年 3月25日(火)	第2回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援ニーズ調査結果の概要報告 (2) (仮称) こども館整備について
平成26年度	第1回	5月8日(木)	第1回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援ニーズ調査分析結果 ・調査結果からみえる粕屋町の特徴と課題 (2) 子どもと子育てに関する粕屋町の現状 (3) 子ども・子育て支援事業計画策定の方針 (4) 計画策定スケジュールについて
	第2回	6月2日(月)	第2回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 次世代育成支援行動計画(後期計画)の総括 (2) 「子ども・子育て支援として粕屋町で重要なこと」 (委員ワークショップ)
	第3回	7月28日(月)	第3回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画骨子(案) (2) 子ども・子育て支援新制度に係る基準案
	第4回	10月26日(月)	第4回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画：基本構想(原案) (2) (仮称) こども館整備について

年度	回	開催日	議題
平成 26 年度	第5回	12月4日(木)	第5回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画における教育・保育事業及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保策の提案 (2) 特定教育・保育施設における利用定員について (3) 子ども・子育て支援事業計画：実施計画(原案) (4) 粕屋町子ども・子育て支援事業計画の重点課題(委員ワークショップ)
	第6回	平成27年 2月2日(火)	第6回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) パブリックコメント手続き (3) こども館建設の進捗状況
		2月13日(金) ～ 3月16日(月)	粕屋町子ども・子育て支援事業計画について パブリックコメントの実施
	第7回	3月23日(月)	第7回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) パブリックコメント結果について (2) 子ども・子育て支援事業計画素案の確定



## 4 粕屋町こども・子育て会議ワークショップによる提案



### (1) 第2回 粕屋町子ども・子育て会議

#### ～粕屋町における子どもと子育て支援の重要課題～

今回のワークショップを通して、粕屋町の子ども・子育て支援における現状や今後の課題が明らかになりました。また、委員の皆さんが意見を出し合う中で、今後取り組むべき課題と解決策が少しずつ見えてきたようです。

#### ◇重要課題 1 多様なニーズに対応する保育サービスの拡充

粕屋町は県内市町村の中でも合計特殊出生率や年少人口の割合が高く、そのためここ数年は認可保育所の定員数を増やしているものの、待機児童の解消には至っていません。病児・病後児保育については定員が3名と少なく、また粕屋中部3町による合同事業であるため、町民にとって十分に利用しやすい状況とはいえません。

今後、女性の就労がさらに拡大するとみられる中で、教育・保育施設および事業のさらなる拡充が求められるとともに、子どもや子どもを持つ親が安心して過ごせるよう、教育・保育の質の充実が望まれます。

#### ◇重要課題 2 情報発信・相談・交流の拠点づくり

保育サービスや子どもの遊び場、相談窓口など、子育てに関する町内の様々な情報について、十分に周知されていない状況があります。情報を必要としている人に適切な情報が届くよう、情報を一元的に集約し、提供するしくみが必要とされています。

また、粕屋町の子育て世帯には核家族世帯が多く、子育ての負担が母親1人にかかりがちです。子育ての悩みなどを相談できたり、親子で気軽に立ち寄ることができる場が身近にあることで、子育ての不安感の軽減につなげることになると考えられます。

来年度設置される「粕屋町子ども館」が、情報・相談・交流の機能を併せもった、子育て支援の拠点となることが期待されます。

#### ◇重要課題 3 安全・安心のまちづくり

粕屋町においては、道路や公共施設等のバリアフリー化が不十分であるなど、子どもや子ども連れの親にとって安全面での不安が大きい箇所が多くみられます。また、子どもが犯罪の被害に巻き込まれることへの親の不安は大きく、防犯対策も必要とされています。

都市計画や道路、公園等の整備にあたっては、すべての町民が安全・安心に暮らせるよう、特に子どもやその親、高齢者、障害者等の交通弱者への配慮が求められます。併せて、地域の見守りや防犯教室、自動車や自転車のマナーに対する啓発など、ソフト面での対策も進める必要があります。

---

#### ◇重要課題4 地域全体での子どもと子育て家庭への支援

---

核家族の多い粕屋町では子どもおよび子育て世代と高齢者との交流の機会が限られています。保育園・幼稚園と高齢者施設との交流や、様々な行事を通して、地域のつながりを育み相互理解を深める必要があります。

保育園・幼稚園と小学校・中学校との連携を強めて子どもたちの育ちを継続的に見守ることや、子育て支援へのリタイア世代による子育てへのサポートや学生ボランティアの育成など、地域ぐるみで子育てをするという意識を醸成し、子育て世代だけではなく様々な世代の人に子育てへの関心を高めてもらえる仕組みづくりが望まれます。

#### ◇重要課題5 子どもの権利をまもる

---

粕屋町において子ども・子育て支援を推進するに当たっては、第一に子どもの権利および子どもにとっての最善の利益を考えることが重要です。また、待機児童の解消や各種保育サービスの整備等を進める際には、量だけではなく質の確保についても十分な配慮がなされなければなりません。

また、子どもの権利や児童虐待防止についての啓発を進めることで、児童虐待等の未然防止や早期発見につながることを期待されます。さらに、子どもの権利条例の制定など、子どもの権利保障の視点を施策に反映させるための取り組みが望まれます。



(2) 第5回 粕屋町子ども・子育て会議

～計画における重点課題と重点的施策～

平成 26 年 12 月 4 日

①子ども・子育て会議委員提案（A班）

基本方針	施策の方向	理由	事業名
Ⅰ 心豊かな子どもが育つまち	1 子どもの最善の利益を守る (1)子どもの権利に関する啓発	・子育てに悩む理由の一つとして、“子育てとは”“心豊かな子どもとは”という目標のイメージが具体化されていないことがある。子どもの育つ権利を共通認識すべき。	・子どもの権利条例
	(4)適応に不安のある子どもへの支援	・家庭支援の仕事をしている者として（4年前からアドバイザー）年々支援が必要な家庭が増えているのを実感する（障がい児、不登校児など）	
	2 子どもの健康・保健事業の充実 (2)障がいのある子どもの療育支援	・現在、療育委託をしている（篠栗町）のを町内に施設建設（障がい児が増えている）。 ・発達のアンバランスな子どもが多くなっている。	
	3 豊かな心を育む教育の推進 (3)障がいのある子どもの教育の推進	・専門性・知識のある保育士不足。障がいの種類に応じた支援体制・クラス不足。	
Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち	1 安心して出産・子育てできる環境の整備 (1)安心して出産・子育てできる支援の充実	・核家族が多く、転入も多い。孤立した子育てに不安を感じ、帰宅して1週間程度が特に問題。	
	(3)ひとり親家庭への支援	・たとえ少数ではあっても、最も不安なひとり親を支えることがセーフティネットとして重要。	・ひとり親家庭支援事業の周知 ・母子家庭等日常生活支援事業
	2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化 (1)子育てに対する相談体制の充実	・子育てに対する相談体制を充実し、1人で育児に悩んでいる保護者を支援するためだが、支援が必要な家庭が増えている今、各学校に1名は必要だと思う。	
	(2)子どもと子育てに関する情報提供の充実	・情報提供はできていると思っていたが、アンケートではニーズが高かった（転入者が多いこともある）。	

基本方針	施策の方向	理由	事業名
Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち	4 子育てと仕事や他の活動との両立支援 (1) 保育所・幼稚園等におけるサービスの充実	・子どもへのサービスのはずが、保護者の都合の良いサービスになり、子どもが犠牲になっているのでは。企業の協力体制。	
	(3) 保育所・幼稚園・小学校の連携による教育・保育の質の向上	・小学校の先生の幼稚園、保育所への派遣や保育園、幼稚園、小学校の先生たちの勉強会のグループをつくる。または研修会。	
	4 子育てと仕事や他の活動との両立支援 (4) 学童保育における保育サービスの拡充	・資料1より将来の粕屋町をみて	
	5 男性の子育ての促進 (1) 父親の子育てに関する学習や交流の機会の拡充	・父親の子育てを促進し、親子の交流へつなげ、母親の時間的余裕を生み出し、ゆとりのある子育てにするため。	
	Ⅲ 子どもを見守り、育むまち	1 子どもと子育てに安心なまちづくり (2) 事故や犯罪から子どもの安全を守る環境づくり	・粕屋町の道路行政が遅れている。一般の生活道路が狭く、子どもが安心して施設を利用できない。
2 地域における交流・ネットワークづくりの促進 (1) 地域における相互交流・世代間交流の促進		・育つ子ども、育てる親にとって育つ環境としての「まち」は、人の豊かなつながりであることが必須。知り合うことから支え合うことができる。 ・世代間交流によりシニア世代は子どもから元気をもらい、子どもは様々な知恵や親以外の大人との交流により豊かな心を持てるようにするため。	・地域との連携による子育て支援
(3) 子育て支援ボランティアの養成		・子ども館ができるとボランティアの活動場所が増える。元気な高齢者（団塊世代）が増える。	

②子ども・子育て会議委員提案（B班）

基本方針	施策の方向	理由	事業名
I 心豊かな子どもが育つまち	1 子どもの最善の利益を守る (3)児童虐待の早期発見、虐待防止への支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結果の悲惨な状況の回避。</li> <li>・子ども（特に乳幼児期）の健康を守ることは、健やかに成長するために重要。また生涯の健康にもつながる。</li> </ul>	
	2 子どもの健康・保健事業の充実 (2)障がいのある子どもの療育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子どもの療育支援について、健康づくり課や介護福祉課、教育課を統合するような子どもセンターがあるとよい。</li> <li>・障がいのある子どもと保護者への情報提供が不足し、将来への不安を持つ保護者が多い。</li> <li>・早期発見、早期療育で二次障害予防、保護者の不安の軽減につながると思うため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級・言語教育</li> <li>・適切な進路指導・相談支援</li> <li>・障がい児教育の充実</li> <li>・障がい児放課後等対策事業</li> </ul>
	3 豊かな心を育む教育の推進 (2)思春期教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマホやインターネットの普及によるトラブルの増加があり、粕屋町として何らかの対応が必要だと思う。</li> </ul>	新.メディア利用に関する教育
	(3)障がいのある子どもの教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小学校も年々、特別支援教育へのニーズが高まっており、様々な子どもへの個別の支援をするためには、学習支援員の確保が不可欠であるが、なかなか人が見つからなく困っているから。</li> </ul>	
II 安心して楽しく子育てができるまち	1 安心して出産・子育てできる環境の整備 (1)安心して出産できる支援の充実 (2)子育てに伴う経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して働ける環境の整備</li> <li>・経済的な不安がある家庭は育児不安が大きい方が多いと感じるため。</li> </ul>	
	2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化 (2)子どもと子育てに関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談体制は万全なのに利用が少ない。</li> </ul>	

基本方針	施策の方向	理由	事業名
Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち	3 子育てについての学習と交流の充実 (1)親同士の交流機会の拡大を図る (3)子育て等に関する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、発達に課題があったり、不登校、ひきこもりの子どもが増えており、幼児期からの適切な対応により本人の困り感を少しでも少なくすることができるから。不登校児の親の交流も必要である。</li> <li>・子ども自身の背景を多くの人に知ってもらうことにより、教育・保育が型にはまり過ぎないことが子育てにおいても有意義であると思うから。</li> </ul>	・保育所、幼稚園と小学校の連携
	4 子育てと仕事や他の活動との両立支援 (3)保育所・幼稚園・小学校の連携による教育・保育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設が連携し、0～18歳までの子どもの育ちをみとっていく。(保・幼・小・中・高の連携)</li> <li>・核家族化による子育ての孤立化、不安の増大。</li> </ul>	
Ⅲ 子どもを見守り、育むまち	2 地域における交流・ネットワークづくりの促進 (1)地域における相互交流・世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の活用。身近な公民館を活かして活動することで地域の方とのつながりができる。(親子で集える親子サロン、親同士の交流。子どもの遊び、学習の場。夏休みにゆうゆうサロン利用者と子どもの交流)</li> <li>・老若男女、子育てが身近なことに感じてもらい、社会全体で子どもを見守ることが重要だと感じるから。</li> </ul>	
	3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進 (2)住民参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て、親育ちに必要な支援を行うため、子育て親・子育て応援者両方のボランティア養成をする。</li> </ul>	





③子ども・子育て会議委員提案（C班）

基本方針	施策の方向	理由	事業名
I 心豊かな子どもが育つまち	2 子どもの健康・保健事業の充実 (2)障がいのある子どもの療育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園の受け入れ体制が十分でない。</li> <li>・療育が必要な子どもたちの受け皿がない。</li> <li>・療育や通級教室などに対する他の保護者や周りの理解が低い。</li> </ul>	
	3 豊かな心を育む教育の推進 (2)思春期教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達に遅れのある子どもが増加しており、早期に療育を受けることにより、解消できることもある。</li> </ul>	・発達障がい児等に対する連携支援
II 安心して楽しく子育てができるまち	1 安心して出産・子育てでできる環境の整備 (2)子育てに伴う経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町立と私立の費用の差異。</li> <li>・他の町に比べて費用が高い。私立に入園した場合のコストアップ。</li> <li>・小学生になったと同時に医療費が高くなり、子どもが多いところは負担が大きい。</li> </ul>	
	(3)ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負担軽減のため対策が特に必要。</li> <li>・働かざるを得ない環境。</li> </ul>	
	2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化 (1)子育てに対する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てが孤立化していて、子育てに対する不安感が増大している。</li> </ul>	
	4 子育てと仕事や他の活動との両立支援 (1)保育所・幼稚園等におけるサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く親にとって子どもの病気は大きな問題で、病児保育やファミサポの預かりについて問い合わせが多い。病児保育の拡充やファミサポでの病児・病後児預かりができるようになればいい。</li> </ul>	
	(2)教育・保育施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両親が働いている場合、安心して子どもを預ける施設の充実。現在不足している。待機児童の解消。</li> </ul>	
	(3)保育所・幼稚園・小学校の連携による教育・保育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園（保育所）から小学校まで相談がつながっていないと感じる。</li> </ul>	・保育所、幼稚園と小学校の連携
	(5)保護者の働きやすい環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粕屋町に企業の誘致を積極的に進め、雇用の促進を図る。</li> </ul>	
5 男性の子育ての促進 (1)父親の子育てに関する学習や交流の機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親の負担軽減。</li> <li>・子育ての楽しさ。</li> </ul>		

基本方針	施策の方向	理由	事業名
Ⅲ 子どもを見守り、育むまち	1 子どもと子育てに安心なまちづくり (1)公園・遊び場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今の子どもたちは家でゲームをしたり、スマホをして遊ぶことが多い。こども館で昔遊びや木工などをして様々な遊びを体験してほしい。</li> <li>・西小学校区内には公園が近づくがなく、どうしてもゲームセンターで遊んだり、室内でゲームなどで遊ぶことが多い。</li> </ul>	・こども館整備事業
	(2)事故や犯罪から子どもの安全を守る環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の就労。</li> <li>・道路の整備。</li> <li>・歩道が狭く、ベビーカーでの離合ができなかったり、通学路として狭いところがある。</li> </ul>	
	2 地域における交流・ネットワークづくりの促進 (1)地域における相互交流・世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに関するイベントを数多く開催することにより、子育て支援のイベントや親子サロンには行きにくい親子も大勢の中であれば参加しやすいのでは。子どもと一緒に外に出ることの一步になればと思う。</li> </ul>	



## 5 用語の解説

### か行

#### ■かすや子どもの日

“子どもの笑顔はかすやの未来 大人も子どもも元気になろう”をスローガンとして、毎年11月の第2土曜日に開催している。日々成長する児童の健全育成のため、「子どもが持っている生きる力を地域で育むこと」「子どもを慈しみ、育む輪をみんなで広げること」を目的として制定された。

#### ■コーホート変化率による推計

人口推計の1つの手法で生残率、移動率や出生率を考慮して推計するもの。コーホートとは、統計因子を共有する集団のことをいう。

#### ■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。

### さ行

#### ■スクールカウンセラー

学校で児童・生徒の生活上の諸問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行うもの。また、いじめ問題への対策の一環として、臨床心理士や精神科医が小・中学校へ派遣される。

#### ■スクールソーシャルワーカー

子ども本人と向き合うだけではなく、家庭や行政、福祉関係機関など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整するもの。社会福祉士や精神保健福祉士などが担う。

#### ■セクシュアルハラスメント

性的いやがらせ。特に、職場などで行われる性的・差別的な言動をいう。セクハラ。男性から女性に、また女性から男性に対して行われるものをいうが、平成26年(2014)7月改正の男女雇用機会均等法施行規則では、同性に対するものも含まれると明示されている。

### た行

#### ■つどいの広場

主に乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場を地域の公共スペースや公民館、商店街の空き店舗等を活用して設置するもの。粕屋町においては駕与丁公民館にて実施。

---

## ■届出保育施設

児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設で、児童福祉法の規定により知事への届出が義務付けられている認可保育所以外の施設。

## な 行

## ■認定こども園

就学前の子どもに幼児教育と保育の両方を提供し、また地域における子育て支援事業を行う施設として、都道府県知事の認可を受けた施設。保護者の就労の有無によらず利用できる。地域の実情に応じて、認可幼稚園と認可保育所が連携する幼保連携型、認可幼稚園が保育所的機能を備える幼稚園型、認可保育所が幼稚園的機能を備える保育所型、認可外の施設が認定こども園となる地方裁量型などのタイプがある。平成18年（2006）10月施行の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」により制定された。

粕屋町 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発 行 粕屋町

編 集 粕屋町 住民福祉部 子ども未来課

〒811-2392

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号

T E L 092-938-0214

粕屋町 住民福祉部 子ども未来課

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与一丁目1番1号  
TEL 092-938-0214 FAX 092-938-0268

■粕屋町ホームページ

<http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/>